+

名

出

席

議

員

なし

欠

席

議

員

十九八七六五四三二一

番番番番番番番番番

横松立伊岩浦小土加宮山水石藤坪隆治川崎隆弘勇隆忠義英治新健康就治教之光明郎佳徳保

農業委員会事務局長教計管理会計管理産業振興課専門幹課長産業振興課専門幹長長長

大尾尾升蛭吉中西谷大筒中山田崎野水子元川村 黒井村田一孝英裕晴勝一久良泰英敏憲夫三昭司市信也之一三敏章道

議会事務局書記議 会事務局長

松熊

永 脇

美 也

清 一

<del>其</del> 議 事 日 程

別紙のとおりである。

程

値 賀町 議会第三 口 定 例 会

平小 成 二十一年九月十六日(水曜 旦 午前

九時三十分 開

議

第第第第第第第第 議 議 議議 案 案 案 案 録署名 第 第 第 第 兀 兀 兀 兀  $\equiv$ 六号 五四 議 号 号 員 指名 平 平 成 成二十十 平成二十 平成二十一 小 辻 年 年 年 年 隆 度小: 度小: 治郎 度 度 小 小 値賀町 値賀町介護保険事業特別会計補正予算 値賀町老人保健事業特別会計補正予算 (第一号) 賀町 ,国民健康保険事業特別会計補正予算 · 浦 英明議員 (第一号)

号)

十九八七六五四 議 議 議 案 案 案 第 第 第 四 四 九 八七 号 号 号 平成二十 平成二十 平成二十 年度小: 年 度小: 値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第二号) 値賀町簡易水道事業特別会計補正予算 (第二号) 値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第一

議 案 案 第 五四  $\bigcirc$ 号 平成二十一 年度供加 值賀町 渡船事業特別会計補正予算 (第二号)

第 五. 号 平成二十 ·値賀町 国民 健康保険診療所特別会計補正予算(第一

#### 午前九時三十分開議

議長(横山弘藏) おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

## 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、 会議規則第百十八条の規定によって、 几 番 小 辻隆治郎 議 員 五. 番 浦 英明 議員を指名 しま

# す。本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によっ

日程第二、議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算(第三号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

**財政課長(西村久之)** おはようございます。

議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算(第三号)について説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動による人件費の補正、普通交付税の交付額の確定による補正 中国 九州北部豪雨災害によ

る農業及び農業用施設災害復旧事業費の追加計上が主なものでございます。

歳出それぞれ二十九億二千百万円とするものでございます。 第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、 歳入歳出それぞれ一億一千六百四十万円を追加 Ļ 歳入歳出 予算の総額を歳

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

五千円としております。同じく三項・軽自動 万二千円としております。 しております。 歳入では、一款・町税、 同じく二項・ 項·町民税、 固定資産税、一目・固定資産税を八百十二万八千円増額 一目・個人を三百三十七万円減額し、町民税の総額を五千七百七十一万七千円と 軍税、 目 • 軽自動車税を七万一千円増額 Ĺ Ĺ 固定資産税の総額を七千五十七万 軽自動車税の総額を六百八十九

|百二万八千円としております。 方特例 交付金、 項 地 方特例交付 金、 目 地方特例交付金を二百二万八千円増 額 地 方特例交付 総

九千四百二十二万三千円としております。 款 でございます。 地方交付 項・地方交付税、 これ 目 • は、 地方交付税を九千四百二十二万三千円増額 、普通交付税でございまして、 前年度より一千四百五十万三千円、 Ļ 地方交付税の総額 を十 五

千円としております。 款・分担金及び負 担 金、 項・分担 金 目 農林水産業費分担金を三十二万円増 額 Ĺ 分担 金 の総額を七十二万八

円としております。 十二款・使用料及び手数料 項 使用 料 七 目 教育使用料を二万四 千円 増 額 使 用 料  $\mathcal{O}$ 総額を二千七百二十万 九

八十万五千円増額、 万円としております。 十三款 国庫補助金の総額を二億四千七 ·国庫支出 金、 同じく四目・土 同じく二項・国庫補助 項 玉 庫 百 木費国庫補助金五 負 担 万七千円としております。 金 金 目 目·民生費国庫補助 民 生費国 十二万九千円減 庫 負 担 |金を八 額 金百 万円 同じく六目 五十万円増額、 増 額 教育費国 玉 庫 同じく二目・衛生費国 負 担 庫 金の総額を三千八 -補助金を四 万八 庫 -円増 補 五 額 金 七

増額、 総務費委託金を二十六万八千円増額し、 害復旧事 百十六万九千円増 十四四 同じく九目・災害復旧費県補助金九百三十五万円の増額は、 款 業補助 県支出金、 金でございまして、 額、 二項・県補助 同じく五目・商工費県補助金二百五十二万一千円増額、 県補助· 金 二目·民生費県補助金九十二万三千円増額、 委託金の総額を二千百四十七万二千円としております。 金  $\mathcal{O}$ 総 額を一億四千二百万八千円 中国・九州北部豪雨災害による農地及び農業用施 としております。 同じく八目・教育費県補助金三十一万三 同 じく四 同じく三項 目・農林水産業費県 委託 補助 設 千円 の災 目 金

六千円としております。 十七款・繰入金、 旨 同 二十万円繰り戻し、 介護保険事業特別会計繰入金六百八十一万七千円増額 じく五目 一 項 • 期 高齢 同じく二項・特別会計繰入金、 基金繰入金、 同じく十四 者医療特別会計 目・ 二目・振興基金繰入金二千四百万円繰り戻し、 役場庁舎整備基金繰入金を百万円繰り戻し、 繰入金を十万円 目・老人保健事 増 額 同じく四 特別 会計 目・国民健康保険診療所特別会計繰入金一千万円 業特別会計繰入金三百二十七万四 <u>[</u>繰入 金の 同じく六目・ 総額を一 基金繰入金の総額 一千十九万三千円としており 地域 を六千 福 千円 祉 振 九 増 興 百三十万 金 繰入

ます

十九款・諸 収 入 兀 項 雑 五. 目 雑入を六百五十三万七千円増 額 雑入の 総額を 億五千二百五十二万九千円とし

円としております。 歳出では、一 款 • 議会費、 一 項 • 議会費、 目 議会費を五十一万一千 ·円増 額 議会費の総額を五千五百二十三万四

查委員費、一 トワーク費を十六万円減額し、戸籍住民基本台帳費の総額を一千百四十六万七千円としております。同じく五項・ しております。 交通安全対策費六千円増額、 同じく五目・財産管理費七千五百六十一万円の増額は、 二目・国土調査費を八百五十七万一千円減額し、 同じく三項・戸籍住民基本台帳費、 目• 同じく二項・徴税費、 監査委員費を三万四千円増額 項・総務管理費・一 同じく八目・空港費を四十一万円減額し、 一 目 • 目 • 一目・戸籍住民基本台帳費十二万五千円増 税務総務費を一万九千円増額し、 般管理費百三十五 監査委員費の総額を百十三万六千円としております。 統計調査費の総額を二百一万七千円としております。 百年計画学校建設基金へ積立てるものでございます。 一万七千 -円増額、 総務管理費の総額を四億九千八百二十八万九 徴税費の総額を三千三百九十二万円とし 同じく三目 額、 ·財政管理費十二万 同じく二目・住民基本台帳 同じく六項 同じく七目 九 統計 円 八千円と 増 てお 調 ネ 額 査

百五 祉総務費九十二万八 万八千円増額し、 一款・民生費、 一十万円増額 一 項 • 社会福祉費の総額を二億七千八百十九万三千円としております。 八千円増額、 児童福祉費の総額を四千四百五万三千円としております。 社会福祉費、 同じく三目・児童福祉 一目・社会福祉総務費三百七十六万一千円減額、 施設費十八万円増額、 同じく四目・子育て応援特別手当支給 同じく二項・児童福祉費、 同じく四目・身体障害者福 目• 祉費を六 事 業費 児 童福

円増 じく二項 を八千五百八万六千円としております。 兀 「款・衛生費 同じく四目 清掃費、 項 • 目 健康増進費を九十九万七千円増額し、 保健衛生費、一目·保健衛生総務費三百三十五万六千円減額、 塵芥処理費二十九 万五千円増額、 保健衛生費の総額を一億一 同じく二目・し尿処理費を四十五万四千円増 千二百七十万円としております。同 同じく三目・ 環境衛生費十六万五

じく三目・ 五款・農林水産業費、 農業振興費 四万円増 項・農業費、 額 同 じく四目 目・農業委員会費は財源調整、 畜産業費一千三万七千円の増額 同じく二目 は 農業総務費四百七十万三千円増 小値賀町有めす牛貸付事業基金積 額

円増額、 としております。 円としております。 金 一千万円が主なものでございます。 同じく五目・漁港建設費を八万円増額 同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費二十万二千円増 同じく二項・林業費、 同じく五目 一 目 • 林業振興費を三十五 水産業費の総額を一億三千四百六十万八千円としております。 ・農地費を九百五十万円増 万四千円 額し、 額、 増額、 同じく二目・水産業振興 Ļ 農業費の総額を二億一 林業費の総額を二千百 千 五 、費三十七 九十 百三万八 方二千円

六款・商工費、 商工費の総額を二億八千八百七十三万七千円としております。 一項・商工費、 一目・商工総務費百四十二万五千円増額、 同じく三目・観光費を四百九十三万五千 甴 増 額

七款・土木費、 土木管理費の総額を九千六百三十八万三千円としております。 一項・土木管理費、一目・土木総務費百四十五万九千円減額、 同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費四 同じく二目・ 景観計画費を六十三万円 百三 万円 増 増

増額し、 総合センター費四十七万九千円増額、同じく五目・文化財保護調査費六十二万七千円増額、 千五百三十八万二千円としております。同じく七項・社会教育費、一 千四百八十八万五千円としております。 九万五千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費を二千円増額し、小値賀中学校費の総額 しております。同じく二目・小値賀小学校費、三目・学校建設費を十五万円増額し、小値賀小学校費の総額を四千三百四 同じく二目・住宅建設費を二百三万二千円減額 九款・教育費、 社会教育費の総額を七千百九十三万一千円としております。 項・教育総務費、二目・事務局費を三十四万七千円増額し、教育総務費の総額を三千三百六十 同じく六項・幼稚園費、 ĺ 住宅費の総額を四千八百九万四千円とし \_ 目 目·社会教育総務費七十万一千円増 ・幼稚園費を一万九千円増額 同じく六目 ております。 幼 図 稚園費の 額、 書館 同じく三目 費 を四万円 総額を一 九 万円

産施設災害復旧費の総額を一千三百万円としております。 国・九州北部豪雨災害により被災した農地七箇所・農業用施設六箇所の災害復旧事業に要する費用でございまして、 十款・災害復旧: 費 項・農林水産施設災害復旧費、 一目・農業用施設災害復旧 費一 千二百. 九十九万五 千 白  $\mathcal{O}$ 増 農林 水中

千九百万円としております。 ·諸支出 金、 二項·特別会計繰出· 金 目 渡船事業特別会計 繰出金を二百万円増 額 Ĺ 特別会計 繰出 総 額 を

よろしくご審議の (上、平成二十一年度小値賀町一 上、ご承認賜 ŋ ます 般会計補正予算(第三号)について説明い ようお願いいたします。 たしました。

#### (横山弘藏) これで提案理由 の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表 『歳入歳出予算補正』につい て、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町

九番

税

れから、二項の、 (松永勇治) 項・町民税、 目・個 現年課税分、 土地・償却資産の増額の事由をお尋ねいたします。 節・現年課税分ですが、 所得割が三百六十三万七千円減 員 そ

議長 (横山弘藏) 政 課

目•

固定資産税、

財政課長(西村久之) お答えします。

二十一年で反映するということで、当初予想したよりも二百七十万ほど面積が多くなって増えたということでございます。 それから、固定資産税の土地の増加につきましては、昨年、二十年度に国土調 それから、償却資産の増加につきましては、設備投資の増加ということでございます。 町民税の個人の分の所得割の減額につきましては、 給与所得者、公務員の方の転出による減額十二名分でございます。 査が終わりまして、 その国土調査の 面積を、

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第八款・地方特例交付金

永 議

九番 率をかけてというような答弁が前あったと思いますが、交付率が下回ったのかどうか、基準財政収入額が少なくなったのか。 千円でございますけれども、この大幅な増額の理由ですけれども、これは聞くところによると、 (松永勇治) 特例交付金は、二十年度決算額が百三十六万五千円、今回、二百二万八千円を増額すると、三百二万八 基準財政収入額に係る交付

議長 (横山弘藏) 政 課 長

財政課長 (西村久之) お答えします。

それと減収補填ですね、 前はそのような計算をしておりましたけども、 手当特別交付金の決定の分が九十九万三千円、それから特別減税の補填の分が二百三万五千円でございます。 減税措置をしておりましたけど、その分で三百二万八千円ということになっております。 今回の、この地方特例交付金と言いますのは、 児童手当に係る負担分

#### 議長 (横山弘藏) 永 議

九番 お尋ねします。 そうすると、今後これより増えることはありませんけれども、そういうふうな配分がされるのかどうか、

議長(横山弘藏) 財 政 課 長

財政課長(西村久之) お答えします。

で「決定通知」がきておりますので、これより増えることはないと思います。 地方特例交付金につきましては、昨年からですけども、こういうふうな算定方法になっておりまして、今年度はもうこれ

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第九款・地方交付 税

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十一款・分担金及び負担金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十三款・国庫 支出 金

議 員

五番 私の聞き間違いかどうか分かりませんけど、そこをもう一度説明していただきたいと思います。 んですけども、これに三万六千円をかけますと百二十二万四千円で、二十七万六千円が余分にあまる計算になりますけども、 説明しておりましたけども、その中では、第一子から対象にすると、そして該当者が約三十四名だというふうに聞きました 英明) 一目のですね、 民生費のところの、子育て応援特別手当交付金ですかね、これについては昨日、 町長が

議長 (横山弘藏) 民課

住民課長(中川一也) お答えいたします。

この子育て応援特別手当支給事業につきましては、 事務費も百パーセント国費で見られるものですから、 その差額分は

事務費に相当いたします。

議長(横山弘藏) 浦 議員

五番(浦 英明) 解りました。

それで、この事業は、二十年度及び今年二十一年度の二年限りということですかね?確認の意味でお尋ねします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) おっしゃるとおり、二十年度の補正予算と二十一年度の補正予算限りのものでございます。

(「重発など、) (呼ぶるの) **議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 第十四款・県 支 出 金

議長

九番 れども、これは新規計上でございますが、歳出で出てくるかと思いますけれども、 (松永勇治) 二項の四目・農林水産業費県補助金、 農林漁業体験民宿施設整備事業費補助金二百万円でございますけ 内容の説明をお願いします。

松

議

**議長(横山弘藏)** 産業振興課長

**産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

ております。 この事業につきましては、県の方が六月の補正で決定した事業でありまして、平成二十一年度、 本年度のみの事業になっ

基本的には民泊の推進なんですけども、そういう事業の中でですね、これ以上に民泊に取り組む人を推進しようというよう なことで、民泊の衛生施設、 この事業の内容につきましては、 そういったものについての施設整備の補助金を出そうということになっております。 現在、 長崎県で『滞在型グリーン・ツーリズム事業』というのを推進しておりまして、

かった事業費の三分の一を県が助成するというような補助金の内容です。

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

基本的には、

松永議員

うことですね? (松永勇治) そうすると、民泊をしているところの衛生施設ということでございますので、これは個人に入るっちゅ

**藏長(横山弘藏)** 産業振興課長

#### (吉元勝信) お答えいたします。

で、NPO法人でそういう登録をされるというような、民泊をするというような個人の家に補助金を流すというような形に なります。 基本的にはですね、 民泊の推進団体と言いますか、そういうようなことでNPO法人がそういう指定を受けておりますの

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

四番 します。 (小辻隆治郎) 昨日、 町長が説明したそうですけども、『小値賀っ子』の内容について、 小 もう一回、 よろしくお願

議

員

#### 議長(横山弘藏) 住 民 課

住民課長 (中川一也) お答えいたします。

等も含めたところの、ハードからソフトまでございます。 これは、 国費を、県が基金に積みまして、それを充当していろいろな事業をしようということで、主に保育所の施

形劇とか、そういったことも含めまして子どもの育成事業と、ソフト事業というものを行うということになっております。 もちゃ博物館みたいなものがありますので、そういったところから、おもちゃと講師を呼んでやったりとか、紙芝居とか人 ので、その事業に充当するということにしておりまして、細かい事業の内容につきましては、 活用して、保育所に上がる前の乳幼児を対象とした、保護者と乳幼児の健全な保育と言うか、子育ての支援をしております その中の、ソフト事業の一環で、『地域子育て創生事業』というメニューがございまして、 加 小値賀町においては保育所 講師を呼んだ講演会とか、お

#### (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

そういう民泊をされておられる個人に、県が三分の一、町が三分の一、それで個人負担が三分の一だろうと思います。 歳出の方にも出てきておりますが、先ほどの課長の答弁の中で、IT協会ですか、そこに補助をするんだという、そこから てしょうか?個人に補助する上においての法的な問題はないですか? そういう中で、 (加山雅徳) まあ歳出の方でも質問をいたしますが、これは県の方も補助するということで、 先ほどの松永議員さんの関連質問ですが、この農林漁業体験民宿施設整備事業費補助金ですか、これ 法的には何ら問題なか

#### (横山弘藏 産 振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

ますので、町としてもそういうような形で推進をしたいというふうに考えております。 たが、そういうような形で補助することについてはですね、 基本的にですね、 県の方がそういうような事業ということでですね、推進をしておりまして、 今のところ、問題がないというようなことで回答を受けており 県の方とも調整 たしま

## **議長(横山弘藏)** 加山 議員

するということで「OK」ということじゃないんですか? (加山雅徳) 再度確認ですが、要するに、IT協会という、そういうNPO法人ですか、 利益団体でない団体に

IT協会に補助するわけでしょ?違うとですかね?そこら辺の説明をお願い します。

## **議長(横山弘藏)** 産業振興課長

**産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

会の中にですね、民泊を推進するというような役割があります。 基本的にはですね、民泊を推進する組織というのが町にありまして、その組織団体というのがアイランド・ツーリズム協

な形をとる予定に でありますので、 ありましたら、県が三分の一、町が三分の一、個人負担が三分の一というような形でですね、補助を行うというようなこと いて、そういうトイレとか洗面所、 で、そういう中に、一応民泊をやりたいという登録をしていただいてですね、その結果、 基本的にはIT協会の方に補助金を流すというようなことじゃなくてですね、 しております。 浴室、 或いは台所、そういったものをですね、この機会に整備したいというような所が 認定していただいたところに 個人の方に流すというよう

# **議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

(加山雅徳) ちょっと納得がいかんもんですから、もう一回質問いたします。

加

山

議

員

だから補助してくれろとか、そういう何か線引き等々はされてるのか、やっぱり行政としてですね、公平公正っていう観点 けですね。というのは、そこら辺のところまで考えておられるのかですね、例えば、 今の答弁だとですね、 そうなった場合ですね、 要は個人の民泊をされとる今の世帯と、これからする個人の世帯にも補助するということでしょう 町民がですね、どういう捉え方するのかなあっていうのが、 いや、 ちょっと懸念されるとこがあるわ 俺も民泊をやるよとかですね

から考えれば、ちょっと矛盾するのかなあっていう気がいたします。

そこら辺の説明をもう一回お願いします。

## **議長(横山弘藏)** 産業振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

対象にですね、この補助事業は使いたいというふうには考えております。 がら、そういう『確約書』 れないこともないというふうに思いますので、そういう部分ではですね、十分にアイランド・ツーリズム協会と連携をしな 備をして、例えば一回か二回、民泊を受け入れて後はしないというような、そういうようなケースがひょっとしたら考えら しても呼びかけを行いたいというふうに思っておりますし、ただ、議員さんが心配されるようにですね、この補助制度で整 基本的に、この予算が通りましたら、アイランド・ツーリズム協会ともですね、連携をいたしまして、そういう町 的なものをですね、 取りつつ、本当に民泊を本格的に取り組みたいというような、そういう方を

### 議長(横山弘藏) 松永議員

九番 ことですけども、 (松永勇治) ここは歳出じゃないですのでちょっと変な問い方ですが…。 課長の説明でいくと、そういう範囲がちょっと、今からやろうというような家も対象になるという

と、今からやるんだというようなことですので、その辺をひとつお尋ねします。 くらいの家が民泊の衛生施設を改善するというようなことをとってですね、それから県の補助なら解るんですけど、今言う 実際にやる額がまだ決まらないのに、国の額が三分の一だというのは、どうもそこら辺がですね、今からやる事業で、どの 県からの三分の一っちゅうのは、事業費が決まって、それの三分の一なのか、定額で二百万が限度で補助が出ているのか、

### **議長(横山弘藏)** 産業振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

合には八十万、 てもそういうのを使っていきたいというふうに考えております。 分に関しては補助対象外にはなるんですが、トイレを整備する場合には一応目安としてですね、三十万、浴室を整備する場 県の方ではですね、補助対象の限度額を二百五十万というふうに定めておりまして、基本的に、下水道に接続する管の部 洗面所の場合は四十万、台所の場合は百万というような、そういうような基準を設けておりまして、 町とし

算をしております。その分を今回、予算計上をさせていただいているというところです。 そう多くはないだろうというような話を受けておりますので、 ていただいておりまして、小値賀でそういう整備をするのはですね、約六百万程度になるんじゃないかなあというふうに試 ったものを整備してもですね、百二十万程度で五件ぐらいが限度じゃないかなあというようなことで、 こういう中でですね、我々もIT協会と協議をした結果、本格的に民泊をして、大々的に整備するというケースもですね、 現在の試算としましては、 トイレとか、 あと洗 今回予算組みをさせ 面 所、そうい

**議長(横山弘藏)** 県支出金、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十七款・繰 入

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十九款・諸 収

入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・総 務 費

四番(小辻隆治郎) 十一頁の財産管理費、 積立金ですけども、 今度、 校舎建設ということがあるので積立金に回したと思

小

辻

議

員

います。今、合計はどのくらいになりますか?

**議長(横山弘藏)** 財政課長

財政課長(西村久之) お答えします。

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

(加山雅徳) 二項、 一目ですね、 税務総務費の中の十三節・委託料でですね、 ちょっと横文字読みきらんとですが

加

Щ

議

この横文字の説明をお願いいたします。

#### (横山弘藏) 財 政 課 長

#### (西村久之) お答えします。

横文字で書いてすみません。『エルタックス』と言うんですけども…。

ります。 の通信試験を実施するということなので、今年度中に整備をしてもらえないかということで、国の方から言われておりまし になったことと、確定申告書のデータがエルタックスを通じて送信されるようになるということと、平成二十二年度中にそ これをなぜ今度、委託料を補正したかと申しますと、『公的年金の支払報告書』の提出がですね、電算化で受け取るよう 現在すでにもう千三百二十一団体、全国でこれを導入しておりますので、うちもそれに併せて導入をしたいと考えてお

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

五番 先ほど述べたみたいですけども、そこについてもう一度確認の意味でお尋ねします。 いんではないだろうかというふうなことも言われておるわけなんですけども、これを是非とも使わなければいけない理由は 「LGWAN」、こういった回線を使えば、この「eLTAX」って言うんですかね、こういったのは別に使わなくてもい 英明) ただいまの関連質問ですけども、私も横文字は解りませんけども、 こういうふうに書いておりますけど、 浦 議

議長(横山弘藏) 財 政課

国の方から各市町村にデータが行くシステムなんですね。 財政課長 (西村久之) このエルタックスにつきましては、 浦議員さんがおっしゃったのとは少し回線が違いまして、

受け取れないデータがこのエルタックスで来るということでございます。 それで、もう一個のやつは、このエルタックスとは違うと言いますか、 ほとんど似てるとこもありますけども、

議長 (横山弘藏) 浦

五番 変わらないんじゃなかろうかというようなことを私聞いたもんですから、ある雑誌で見ましたら、そういうふうに書いてお そういうふうなことなら解りますけども、 さっき私が言いました「LGWAN」ですかね、これと何ら

だから、 こういった必要のないものをどうして自治体が受けるのか、 ちょっと疑問視するところもあるというふうなこと

ておりましたので、 確認の意味で今聞いておるわけなんですけど…。

ないのならその回答でいいですけども、 もう一度確認の意味でお願いします。

議長 (横山弘藏) 財 政 課

財政課長 (西村久之) 先ほどの答弁で間違いございません。

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 第三款・民

議長 八番

(立石隆教) 十四頁ですけども、 先ほど、 歳入のところで説明がありました。 小 値 置っ子 の育成事 業というの

立

石

員

こで児童福祉総務費として出てきております。

るのかということをお伺いします。 るということが前提としてあるのかなあとは思ってたんですが、この「雇う」という場合は、どういうもの ようと考えているのかということと、それから臨時雇賃金というのがありますが、これは子育てのグループの方々に応援す この中で、 十八節の備品購入費、ぴよぴよ広場備品等が五十七万七千円ですが、 これ の購入予定、どうい うも  $\mathcal{O}$ 

議長(横山弘藏) 民 課 長

住民課長 (中川一也) お答えいたします。

すの やってる関係上、 ということがありましたの トボール、そういったものでございます。その他にも今、 備品購入費につきましては、元々、 で、 ものを準備すると、 今回の事業は百パーセント国の補助事業ということもありまして、 一番多いのはおもちゃ関係で、 シューズボックスも必要だということで上げております。 通常、 で、この機会を利用していろいろと買える物は買おうかということで申請を出して認めら 保育が行われている時間帯に重なって行われるものですから、 ぴよぴよ広場の開催において、 約二十七万程度、布ブロック・抱き人形・ぬいぐるみ・木の玩具・フェル 靴箱が無いもんですから、 なかなか備品を買えなかったというところがござい また備品も通常認められない 靴箱も併せて一個、 別 の入口から入ってもらって 保育所 ·備品· も認められる  $\mathcal{O}$ 園児とは いれた物

賃金関係ですけれども、 講演会等を行ったときの託児の保育士を臨時 的に雇 · たり、 子育て広場の 『ぴよぴよ』 自

体も実際ボランティアにやっていただいているんですけれども、何がしかの賃金が出せれば、この機会にそういったものも 時間七百円ぐらいの二時間程度とか、そういったことで、あと回数に応じて予算取りをしております。 活用したいと…。 あと、事業をするときにはどうしても人手が要るものですから、そういった応援のサポーターの賃金も、

## 議長(横山弘藏) 立石隆教

八番 (立石隆教) これについては継続されるんでしょうか?一時的なんでしょうか?

その後どうするかっていう問題も考えなきゃいけませんので、伺っておきます。 そういうことも考えると、いわゆる賃金をここで出すっていうことになると、 継続が出来ない、 時的なものであるは

## **議長(横山弘藏)** 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

辺は十分説明しております。 その問題は、 実際に賃金を組むときに考えたんですけれども、 やっぱりサポーターとか、ボランティアの方たちにもその

形で工夫してやっていきたいと思います。

それと、今後もこの事業はずうっと続けていく必要があろうかと思いますが、その規模等は予算的にはあ まりか からな

# **議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

土川議員

**三番(土川重佳)** 立石議員さんにちょっと関連質問ですけども…。

やってほしいと思います。 む生活習慣が違うことで、今ちょっと子どもが生まれております。そういうとこで、やっぱりこの事業は、 小値賀町はね、 今、このぴよぴよ広場の開催ですけども、 国際結婚等がありまして、 やっぱり特にこの事業はですね、 特に私は続けて

そして今、何名ぐれの人数がおられるのか、 もし把握しておられれば、 お願いいたします。

## **議長(横山弘藏)** 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

としておりますので、 この事業は、行政が応援はしてるんですけれども、 来たくないときは来ないと、 来たいときは来るというような格好で続けられております。 幼稚園や保育所みたいに強制というものではなくて、自由参加を原則

十組から二十組の間ぐらいの参加かと思います。

(横山弘 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あ ŋ

議長

(横山弘藏) 第四款 \* 衛 生

二番 (加山雅徳) 二項、 目• 塵芥処理費の中のですね、 十三節・委託料ですね、 資源廃棄物運搬処理委託 內容 0 説

加

山

議

明をお願いいたします。

議長 (横山弘藏) 住 民 課 長

住民課長 (中川一也) お答えいたします。

フェリーの航送料の不足分を実費として出してもらえないかということがありましたので、委託料として計上しております。 さんに頼んで処分をしていただいていたんですが、従来、 分賄えていたというものが、非常に下取り価格が景気の低迷で悪くなっておりまして売れないと、そういう状況であって、 資源廃棄物と申しますのは、ここではペットボトル・ダンボール古紙、それからくず鉄等でございますが、上五島の業者 有価物ということで、下取りに出すことでフェリーの運賃等、 石 議

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

婦人がんというところ、この二つを合わせた分に充当してるんだなあというふうには思います。 対策事業、これは所謂『未病』対策と言いますか、今、国が力を入れようとしているところでありますが、これが歳入で八 八番(立石隆教) 十万五千円出ておりました。この中身が、おそらく使うのは、事業費に書かれている三十六万七千円と、委託料のところの、 健康増進費のところでございますけれども、 歳入のところでも質疑が出ておりますけれども、 疾病予防

いるのかということをお伺いします。 それから婦人がんが従来の積算分と、それから疾病予防対策事業ということで分けてますが、これはどういう分け方をして それで、 印刷製本についてどのような印刷、 予防対策のパンフレット等を作るというふうに思っているのかということ、

民

住民課長(中川一也) お答えいたします。

ここで明記して分けたのはですね、 百 パ ー セント . D 国の特別事業というふうに判るように、 十三節· 委託料の四十三万九

千円と、 十一節 需用費の三十六万七千円合計したものが ほ ぼその特定財源に当たるということが見えるように分けたわ

れがもう印刷製本費の と封筒ですけども、 病院に行っていただくという形をとるという、まずその仕組みがございましたので、 先ほど言いました、 需用 ほとんどでございます。 番経費がかかるのは『検診手帳』でして、 費の印刷製本費でございますが、 これは対象者にクーポン券を配 一冊二千二百四十円程度かかるものが百五十冊程度で、 クーポン券とそれから検診手帳、 って、 そのク ポン券を持 それ つて

議長(横山弘藏) 立石 議員

八番 (立石隆教) この検診手帳、 クー ポン券の対象者はどういう方々になりますかっ

**議長(横山弘藏)** 住民課長

歳刻みの年齢到達の方、 住民課長 (中川一也) 乳がんにつきましては、 対象者につきましては、 行政報告でも述べましたけれども、 四十歳から六十歳の、 五歳刻みの年齢到達者になります。 子宮がんは二十歳から 应 十歳まで、 五.

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第五款・農林水産業費

宮﨑議

員

一番(宮﨑良保) お尋ねをいたします。

をお願いいたします。 農地費のですね、 需用費、 修繕料及びその 下 Ď, 工事 請 負費九百 万、 芋田 地 区耕 作放棄地解 消緊急整備 事 業等 0 要説

**議長(横山弘藏)** 産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹(蛭子晴市)** お答えいたします。

設及び岳ノ内調整池 けれども、 まず、 というふうに考えております。 需用費の修繕料五十万ですけれども、 その中 で、 岳 補助事業として上げれない部分、 ノ内調整池というのは、 それと、 農道二箇所三十万、合わせて五十万の修繕を考えております。 先ほど、 番岳のところにある調整池ですね、そこが約二十万円、 農地災害が出てるということで、この議会の中でも話がありました 規模の小さい災害も何箇所か起きております。 その 疑木等 中 で、 0) 補修を 農業用: 施

芋田 地区耕作放棄地解消緊急整備事業ですけれども、 まず、この制度の説明をしたいと思います。

ります。 す。それと、この事業が今年度に入ってから説明がありまして、また今年度一年限りの事業ということで、補正で組んでお 市町等が行う簡易な基盤整備等に対して助成し、耕作放棄地の解消及び発生の防止を図るというふうになっておりま 正式には 「耕作放棄地解消緊急整備事業」と言いまして、 耕作放棄地及び耕作放棄地の恐れがある農地 お

もしているということで、管路、パイプによる用水に替えたいというふうに考えております。 ころがあります。 芋田地区の内容ですけれども、 その用排水路、 · 今、 場所は中学校の西側、松並木を隔てた西側に圃場整備で区画整理をした芋田地区というと U字溝での用水をしているわけなんですけれども、 それが老朽化しまして所々水漏

三%考えております。 らないという事業です。 です。これは、整備した農地を新規就農者又は認定農業者等へ五年以上貸し付けるという条件が付くために受益者負担は それと、補助額の内訳なんですけれども、解消型は国が五五%、県が三〇%、あと一五%を町が出すと、農家負担 それと、発生防止型ですけれども、これは、国が五五%、県が二一%、町が二一%、受益者負担を は

以上です。 なお、収入においては、国・県の分が土地改良連合会を通じて入ってくるものですから、雑入という形で組んでおります。

### **議長(横山弘藏)** 宮崎 議員

五千円組まれておりますけども、 一番(宮﨑良保) 次にですね、 この内容説明をお願いします。 水産業振興費の中で、 ながさきブランド魚直接取引推進事業費補助金というのが三十七万

## **議長(横山弘藏)** 産業振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

支援をしたいというふうに思っております。 して、その協議を漁協と行った結果、 が指定されております。 この事業につきましては、長崎県の方が事業を行っておりまして、ながさきブランド魚ということで、小値賀の『値賀咲』 その値賀咲のですね、取引きを今以上に推進しようというような事業が県の方で計画されておりま 漁協の方も取り組みたいというようなことでありましたので、この事業に町としても

七万五千円というのをですね、今回、予算計上させていただいております。 三を小値賀が、四分の一を佐世保がというようなことで負担割合が決まっておりますので、そういうような計算の元で三十 ド魚としての品質を保持するための対策をするというようなことで、基本的には漁協が事業主体というふうになりますけど 市町の負担が四分の一、漁協の負担が四分の一というようなことになります。 この事業の内容としましては、県内外へのですね、 全体の事業費が約二百万、そのうち県が二分の一、漁協の場合は佐世保市と小値賀町が負担するようになりますけども、 販路拡大を推進 したり、いろんな形でのPRをしたり、或いはブラン その市町の四分の一の負担のうちの、四分の

議長(横山弘藏)

ほかに質疑はありませんか。

九番 象人員をお尋ねい (松永勇治) たします。 二項・林業費、 林業振興費です。 この負担金、 補助及び交付金、 第三十三回全国育樹祭旅費補 松 永 議 員 莇 金 対

議長 (横山弘藏) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

全国育樹祭というのが、十月四日に雲仙市の方であります。

おります。農林の方では合計十一名分の旅費を予定しております。 まず、 職員の旅費ですけれども、 四名を考えております。それと、 十九節 ・旅費補助ということで、 七名の旅費を考えて

以上です。

議長 (横山弘藏) ほ かに質疑はありません か。

四番

(小辻隆治郎) 先ほどの宮崎 議員  $\mathcal{O}$ 関連質問ですけども、 ながさきブランド魚直接取引ですか これは販路は直

小

議 員

例えば漁協が仲買人を通さずに売るということですね?

議長 (横山弘藏) 産業振興課長

産業振興課長 (吉元勝信) お答えいたします。

そういうシールがですね、『小値賀漁協』というふうに今のところなっておりますので、そういうのを『宇久・小値賀漁協』 けをしております。具体的な内容といたしましては、現在、値賀咲にですね、シール等々を尻尾に巻いているんですけども、 将来的にはですね、そういうようなことを検討して推進しておりまして、 その準備段階の事業ということで今回は位置づ

いうようなことです。 引きをするというようなことも将来的には考えておりまして、そういうことの土台作りというような事業で今年度はやると の充実をやっていくというようなことで、第二段階としてはそういうような直接、例えば仲買を通さずにですね、業者と取 ということで統一したりとか、あとポスターを作ったり、或いは県外で開催されるフェアとか、県内で開催されるフェアで、 『イサキブランド』という名前を広めたりとか、それから荷捌場で氷詰め等々を行っておりますが、そういった部分の衛生

議長 (横山弘藏) 小 辻 議 員

ては、 四番(小辻隆治郎) 今後は、そういうものを介さずに直接販売するというような方向性で行くというようなことで理解していい そうすると、今、小値賀の漁協は恐らく県漁連を通じて販売していると思いますけど、県の立場とし

議長(横山弘藏) 産業振興課長

**産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

計画であります。 中間の取引業者をですね、少しでも省いて経費がかからないような、そういうような仕組み作りを進めていくというような いうような形を考えておりますので、まったく県漁連が中に入らないということではなくてですね、それ以降についてを、 将来的にですね、そういう直接取引きというような中にはですね、当然県漁連も入ってきてですね、一緒に取り組もうと

議長 (横山弘藏) ほ かに質疑はありませんか。

ということは、 一応県漁連は入れるということですね?

小

辻

議

員

議長 (横山弘藏) 産業振興課長 四番

(小辻隆治郎)

引きを推進するというようなことになっております。そのために、町とか県もですね、 **産業振興課長(吉元勝信)** そのとおりでございまして、 漁協と県漁連が一緒になって最終的にはですね、そういう直接取 側面から支援するというようなこと

を、今年度取り組みたいというふうに思います。

議長 (横山弘藏) 英明 ほかに質疑はありませんか。 目の畜産業費ですね、 これの二十八節に繰出金が一 千万ありますけども、 浦

議 員

これは前、

家畜導入事業に

- 19 -

万繰り出した理由 対してですね、 五. については、 ヵ年間補助をしていたということで、 何か頭数が増えたとか、 或いはその五ヵ年が延びたのか、そういったところの説明をお願いこれは農協の方から直接出していたと思うんですけども、この一千

#### 議長 (横山弘 産業振興課専門幹

#### 産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

りますので、その一千万を今回、基金の方に積み立てて五千四百万円にしたいというふうに考えております。 を変えたわけですけれども、 六月の議会の際、 この基金条例 四百万円の方はですね、これまでの基金の利子等で補っております。あと一千万が の改正等を行いました。 その際、 四千万を五千四百万にしたいということで、 不足してお

議長

(横山弘藏)

ほかに質疑はありませんか。

#### (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長

(横山弘藏)

第六款・商

工

松 永 議 員

九番 (松永勇治) 商工費の三目・ 観光費、 十八頁の負担金、 補助及び交付金でございます。

売っちゅうか、幾らかの利益を得ながら町の活性化のためにやっとるわけですけれどもね、それはいいことですが 分の一でいいんですけども、これを補助対象以上になった場合ですね、住民から見るとですね、 るわけですが、そうした場合、 財源の継ぎ足しで対応せねばならんということになりますが、まあなってはおりませんので、なった場合のことを話してお いうことになりますとですね、二百万ですから大体限度が六百万までは補助対象事業になるということになりますね そうした場合に、今現在補助金が四百万ですので問題ありませんけど、これが六百万を超した場合が補助対象外で、 先ほどの説明を聞きますとですね、三分の一が県補助金だということでございまして、町が三分の一、 ですね、下水道とかそういうふうなところをやるのにですね、台所とか…。 先ほど加山議員が言われたようにですね、 補助 対象の分については三分の一、三分の一、三 あくまでもこれは個人で商 個 人が三分の この個 لح 般

(横山弘藏) 産 振興課長

あという考えがいたしますが、その点についてお伺

そうした場合に、

対象外で、

もしこれが増えた場合ですね、何らかのやっぱり住民からの不平は出てくるんじゃない

か

いをいたします。

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

うような話も聞いております。 方もなかなか少ないだろうと、或いは基本的にはトイレとか洗面所を整備する、そういった人の方が多いんじゃないかとい イランド・ツーリズム協会と検討している中では、 先ほども答弁いたしましたが、一軒当たり百二十万というような形でですね、 例えば、 県が考えております二百五十万の限度額いっぱいを使うという 想定をしておりますけども、

ております。 という方が多くなったということであればですね、そのときにもう一回また再検討させていただきたいというふうには考え そういう中で万が一ですね、この六百万の限度額を超えたというようなときにはですね、そしてこれ以上に民泊をやりたい そういう中で、今回の補正予算としては、全体事業としては六百万というような形で計上させてもらっておりますけども、

いというふうに思っております。 意味があるのかなあというふうには思いますが、限度を超えた場合については再度、 かですね、六百万を超えていただければ町としても、 ただし、この事業につきましては、先ほど言いましたように、 町全体の活性化につながりますので、そういう部分ではこの 今年度中の事業でありますので、そういう部分ではな 議会の方とも協議をさせていただきた 補助金

### **議長(横山弘藏)** 松永 議員

ぱり利益を得るためにやっておるわけですよね、 九番(松永勇治) 私が心配するのはですね、結局、隣近辺から見た場合ですね、 実際はですね…。 民泊をするのはあくまでもですね、

は制度ですからあれですけども、 そうした場合にですね、ボランティアなら解ります、 、補助金を出してですよ、下水道、台所、 あくまでも個人ということがですね、非常に気にかかるわけです。 さっきも申し上げましたけど、やった場合ですね、この点について ボランティアならですね…。ですけど、そういうふうな特定なとこ

りますよ。」と個人でするのはいいんです。ですからその点を私は心配しますが、その点についてもう一度…。 あればですね、「今年は補助の限度額を超しとるので来年していただけませんか。」と。 そしてこれがですね、先ほど、「今年一年の事業だ。」ということでございますので、 これが継続して毎年やられることで そしてまた、本人が「い

#### **§長(横山弘藏)** 産業振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

はですね、ボランティア的な、そういう活動というふうに捉えております。 は考えますけども、 基本的に民泊事業を行うとですね、その手数料が体験料というようなことで発生しますので、 例えば我々が考える以上にですね、そういう直接的な利益を生むような事業というよりも、我々として 収益にはなるというふうに

れましたので、町としてもやはり民泊を増やすためにはこういう事業をですね、積極的に使いたいというふうに考えており で、そういう中で大変苦労をされて民泊をやられている方もおりますので、そういう中でせっかく県も補助事業を付けてく もらう、それに対する何がしかのですね、謝礼みたいな形での、 従いまして、基本的にこれが単なる商売じゃなくてですね、小値賀のそういう農家とか漁家の特色を生かして体験をして 謝礼を受け取るというような事業が民泊事業でありますの

これをもう少しやっぱり増やしていかないとですね、そういう大型の就学旅行には対応できないというふうに思っておりま 公益性と言うか、 すので、基本的にはそういう民泊という組織に入った個人への助成ということにはなりますけども、そういう町全体からの の多いところがですね、二百六十人の団体が来るとか、そういうのも今後計画されておりますので、 ようなところが十九軒ほどありまして、計五十軒ぐらい今そういう受け入れが可能なところがあるんですけども、修学旅行 健所の許可登録を受けているところが三十一軒ございます。で、「いろんな形でいろんなお手伝いをしてもいいよ。」という それで、 議員さんもご承知のとおり、 そういう部分を考えたときにはこういった事業もですね、やっぱり必要ではないかなあというふうに考え 就学旅行等々がですね、 小値賀の方に入って来ておりまして、 町の受け皿としては、 そのために現在、

えております。 思いますが、何度も言いますようにせっかくの機会ですので、そういった部分の補助金を十分に活用したいというふうに考 ただ、こういう事業が今年度だけですので、 我々としましても、長崎県が継続していただければ一番いいというふうには

### 議長(横山弘藏) 松永議員

九番 に民泊をやっていただいておると、 (松永勇治) 今、 課長が説明された、ほんとに小値賀の活性化のためにですね、 これはもう非常に十分私も解ります。 ボランティアとして、そう儲けも無

うに今課長が言われたような考えでとってもらえればいいんですけれども、その点についてのちょっと心配があったもんで すからお尋ねしたわけです。 水道のあれも進まないわけですけれども、そういうな中でですね、 そにおるけれども、 ですけどですね、 子どもも一生懸命都会で生活しとるというようなことで、そしてまた高齢化もしとるということで、下 世間から見た場合ですね、やっぱり誰もかれも下水道をやりたいけれども、お金が無くて、子どもがよ やっぱりそういうふうな世間の方がですね、そういうふ

議長(横山弘藏) 答弁要りますかね?

**九番(松永勇治)** 要りません。いや、お願いします。

**議長(横山弘藏)** 産業振興課長

ております。 いう部分で町民の方にもある程度理解をしていただいたり、誤解のないような形でですね、PRをしたいというふうに考え PRしながらですね、 産業振興課長(吉元勝信) 新たな新規登録と言いますか、そういうようなところで開拓したいというふうに思いますので、そう この件につきましては、アイランド・ツーリズム協会ともですね、連携しまして町民にも広く

**議長(横山弘藏)** 小 辻 議 員

特別のそういうスタッフを用意しております。 やります。」ということは報告しております。そして、そのスタッフも何人も、 四番(小辻隆治郎) 今のに関連質問しますけども、県知事もですね、県政報告の中で、 恐らく四人ぐらいいたと思いますけども、 「グリーンツーリズムは、

解しておりますけども、 らですね、この制度の目的というのは、 そういうことで、長崎県も非常に『グリーンツーリズム』、つまり民泊を推進するというような立場にあります。 課長はどのようにお考えですか。 恐らく民泊を増やすための、グリーンツーリズムを推進するための、 制度と私は ですか

**議長(横山弘藏)** 産業振興課長

**産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

小辻議員さんがおっしゃるように、県の方としましてもですね、このグリーンツーリズム事業については積極的に推進

極的に進めたいというような考えがあります。 ね、こういう民泊等々によってかなり観光客、修学旅行が誘致できてるというような実績がありますので、そういう中で積 るのが長野県です。 実はですね、 ちょっと資料が古いんですけども、 その次に青森県、北海道、その次に長崎県というような順位になっております。 一昨年の状況の中では、この民泊というのがですね、 長崎県としてもです 非常に推 され

すね、 従いまして、そのために県としても側面から支援をしたいというような、そういう方針を、 制度を設けて各市とか町にですね、そういう推進を求めているところです。 緊急経済対策の一環としてで

上げておりまして、 この事業につきましては、 小値賀町につきましてもこういうところと一緒に並んでですね、 長崎県内でもですね、平戸、松浦、 鹿町、南島原、新上五島、 積極的にこの 対馬、 そういったところが手を 事業を進 述めてい

### **議長(横山弘藏)** 立石 議員

いうふうに考えております。

理解しておりますが、それは正しいかどうかというのが一点。 ば、民泊としては認められない、したくても旅館業法を取らなければ個人では出来ないというふうになっているんだと私 くて、各地区にその組織を作れということが、県の方の考え方であると思います。すなわち、 いうふうに私は理解をしております。その中で、 提としてあると思います。そこで、この民泊を簡易に出来るようにするために、県の方とすれば、 八番(立石隆教) まず、民泊というのを個人でやろうとした場合、『旅館業法』という法律がありまして、 ただいまの件の議論を聞いてですね、少し確認をしておきたいと思ってるんですけども…。 大事なことは、 誰でも民泊を受けられるというようになっているのでは まず出来ないということが大前 その地域の組織に入らなけれ 特別な措置をしていると

は措置をしてるということの条件があると思います。その条件は結構面倒くさいものがあります。例えば、 方に働くの ラスの方向でいくんではないかということで、 うことでありますが、 それから、先ほど、 検査が入るということ、それから手洗い等、 かなあというふうに思っておりますが、それとてもですね、先ほど、 もし、そういうことがきっかけで自分も民泊をしたいというふうになるんであれば、これ 松永議員さんもおっしゃってましたけれども、 むしろそういうところに関心をもってもらえれば、町民の皆さんにプラスの くつか設置しなさいというような制限があること、 所謂、 他の町民との整合性というのはどうなの 特別の計らいで民泊が出来るように長崎 食事 消防 は の方からで 出 は私は、プ かと

とを聞いておりますが、そのことは間違いありませんか? やります。」というふうには行かない、 けませんと、一緒に調理する以外には駄目ですとか、いろんな細かいことがですね、制限としてある、だから簡単に だから、 小値賀町でも増やしたくてもなかなか増えないという現状があるというこ

## **議長(横山弘藏)** 産業振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

ので、そういうような部分でなかなか難しいと言うか、そういうような部分もございます。 基本的にはですね、この民泊ということは、 町内に民泊を推進する、そういうような組織に入らなければですね、そういうような届けを出すこともできませ 旅館業法の簡易縮小というような許可をもらわなければなりません。

の規定についてもある程度緩和されておりますし、旅館業法によるトイレの設置とかですね、 けて、いろんな部分でそういう知識を持った人について民泊というような部分のですね、 いというような、そういったいろんな制限があるんですけども、こういう民泊を推進する組織に入って、いろんな研修を受 ありますし、先ほど言われましたように、食事については『食品衛生法』の規定がありまして、基本的には出したらいけな 策を採らなければいけないとか、保健所のいろんな簡易縮小につきましては、 ても従来の家庭の間取りをそのまま利用してもかまいませんよという、そういうような規制緩和があっております。 そういうようなところでですね、基本的には、例えば消防法に関わる簡易縮小ですので、 便所の数とかですね、 許可をするということで、 消防法に決められたいろん 手洗場、 いろんな部 そういったものに 分の 消防法 規定が

ですから、二の足を踏むというようなことも、そういうような方も多いのが現状です。 和するというような、 それから食事についても、 そういういろんな部分がありまして、 利用者と一緒に食事を作る、で、食べるというようなことでですね、 なかなかやりたいと言ってもですね、いろんなことがあるもん 食品衛生法についても緩

施設の部分に関してはですね、 そういうのをですね、 そういうことで予算を計上してもらっている状況です。 踏まえまして我々としても、 ある程度、県と町が一緒になれば、サポート出来るんじゃないかなあというようなことが せっかく県のこういう補助事業があるもんですから、そういう中で あ は

基本的には、そういうような部分でPRしてですね、たくさんの方がこの機会に民泊を取り組みたいというふうな申し出 ていただければ、 町としましても、 町全体としてもですね、 非常にプラスになるんじゃな 1 かなあというふうには考え

ておりま

#### 議長 (横山弘藏) 加 Щ 議

配する点と私はまったく一緒です。で、立石議員さんの言われた、今の考え方とはまったく違います。 (加山雅徳) 今の民泊についての関連質問ですが、 歳入でも話したとおりですね、これは、さっき松永議員さんの 心

伏せとってっていう話ではいかんと思います。 きな人」って言うですか、人のお世話をするのがですね…。そういう方もおられるわけですよね。で、そこら辺はちょっと だきよるわけですね、四千幾ら…。で、その中で、当然、民泊をされよる方は家庭にそれなりの余裕があるか、若しくは「好 と言うのはですね、この事業をやった場合、先ほど来からいろいろ質問が出ておりますが、要するに、泊めて料金をいた

うとが出てくるわけですよ。だから、そこら辺をですね、ピシッと線引きせんと、住民がですね、「何でか!」っていう話 助するとかっていう話になるわけですから、そこら辺が先ほど来、松永議員さんが言われるとおりですね、住民感情っちゅ に、まして単年度っていうことになれば、出てきます、絶対に…。 要するに私が言いたいのは、ある程度の経済的な余裕がある方に、仮にこれを一世帯当たり百二十万が限度と、 四十万補

だから、そこら辺をですね、歳入の面でも「いいんですか?」っていう質問を私したわけですよ。

そこら辺の答弁をお願いします。

(横山弘藏) しばらく休憩します。

憩

再

開

前

五十二分 兀

時

前 + 時

分

産業振興課長

議長 (横山弘藏) 再開します。

産業振興課長(吉元勝信) お答えいたします。

いる事業であります。 て、なかなか二の足を踏んでと、そういったようなことも聞いておりますので、そういうのを解消するためにも県が進めて この民泊事業につきましてはですね、やはり初期投資という部分で、下水道の整備とか、そういったものにお金がかか

従いまして、 いろんな町民の方のですね、 不公平が無いように、 出来るだけ広報的なシステムでですね、アイランド・ツ

ようなことがですね、 ーリズム協会と連携しながら、この事業を進めたいというふうに考えておりますので、そういう加山議員さんが心配され 極力発生しないような形でこの事業については進めたいというふうに思います。

#### 議長 (横山弘藏) 加 Щ 議

#### (加山雅徳) この問題はもう十分内容は解りました。

れとるわけですね。 基本っていうのは、 接続については出さないということですが、要するに、 ただ、先ほど来からいろいろ話あっとる中でですね、結局、下水道っていう話が、トイレの接続っていう話が出ましたが あくまでも「下水道が供用開始してから三年以内に接続しなさい。」っていう、下水道法の中にも書か 町からですね、無利子で借り入れて作った方ですね、で、下水道の

やあせんかなあと思うわけですよ。ただ、その一点だけです。私心配しとるのはですね…。 だから、結局、そういうのがいろんなとが絡まってきてですね、住民感情とすればですね、「なんや。」っていう話になり

ウスとまったく一緒やないか。」っていう問題とは私は別と思います。 そういう話では通らんと私思うんですよ。ですね…。何か大義名分みたいな、こうこうだから、あーだからっていうね、「ハ だから、そこをね、ある程度の説明をしとかんと、立石議員さんとか、今、小辻議員さんとか、いろいろ言われてますが、

そこら辺のところの答弁を、もう一回お願いします。

#### 議長(横山弘藏) 産業振興課長

#### 産業振興課長(吉元勝信) お答えいたします。

ね、この事業を使えばいくらかでも民泊が増えるんじゃないかというふうに考えております。 はなくてですね、民泊をするところを増やすというようなことが第一の目的でありますので、やはりそういう部分ではです 基本的にはですね、この事業につきましては、下水道に接続する、そういうのを推進するためとかっというようなことで

だきたいというふうに思います。 制度の趣旨というのは、 そういう下水道接続等々に関する住民的な感情はまったく無いとは申しませんが、そういう部分ではなくてですね、この あくまでも民泊を増やすというような、そういうようなことを目的としてですね、進めさせていた

そのためには、 先ほど来から言っておりますように、 十分町民にもPRしながらですね、 事業を進めさせていただきたい

というふうに考えております。

(横山弘藏)

立. 石

八番 えているのかなあと、あまり時々しか使わないのであれば、総務課のを使用させてもらったら、それでいいんではないかと、 一眼レフは総務課にもございます。それは借りてやってたらやれるんじゃないかと、 (立石隆教) 備品購入費のデジタルカメラが出ておりますが、多分、この十八万というのは一眼レフだと思いますが、 まあ頻度が、どれぐらい使う頻度を考

で、もう一つは、 一眼レフまで必要なのかと、 もっと安いのでもいいのではないかということをお伺いします。

議長 (横山弘藏) 課 長

わざわざ買う必要があるのかと…。

建設課長 (升水裕司) お答えいたします。

要になってきております 能が付いているということが必要ですし、いろんなことで今から事業の内容の情報交換をする上で、写真というのは結構重 先ですね、事業をする上で漁港とかで望遠が必要なところが出てきますし、それと海水にかかっても大丈夫なように防水機 方が故障で、 大体今の時期に備品購入を上げるのは非常に問題だと思っているんですけれども、 もう修理が効かないということで、一応総務課の方にもあるということは知っていたんですけれども、今から 実際、 今使ってますデジタルカメラの

うにして上げさせていただきました。 くると思いますの よっていろんな判断をする場合が出てくると思います。そういう中で、 そういう中で、そしてまた、今から『景観計画』を立てて、 で、 総務課の方も総務課の方で使うということですので、 景観の眺望の阻害要因とか、そういうことでですね、 出来れば望遠の一眼レフの、そういう頻度が増えて 出来ればここで購入していただければというふ 写真に

議長 (横山弘藏) かに質疑はありませんか。

九番 の理解と協力がなくてはなりませんけれども、 (松永勇治) 土木費の一項、二目ですね、 これの印刷製本費のですね、 十一節・需用費、 印刷製本費六十三万円は、 印刷部数と配布先をお尋ねします。 景観計画については十分住民

永

議

員

議長 (横山弘藏) 設 課

(升水裕司) この景観計画費の 印刷製本費なんですけれども、 景観計画の素案を今作っている作業中ですけれど

るんですけれども、 というふうになります。 この素案が出来て、 その景観計画の案が消えた段階で印刷をかけるつもりでおります。 そして議会の方とも、 そしてその案を、 それとか町民の方との公聴会を開いた段階で、 議会に上程して初めて景観計 画というのが、 「案」が消えるということに そういうのを経 7 『景観

ろうかなあというふうに思っております。 うと思っております。それと、あと、 と、それと各地区の会長さんにお配りして、 置くようになっています。 ころなんですけれども、 部数としては一応三百部を予定しているんですけれども、 財政的にも無理と思いますので、 その景観審議会の委員さんと、それからここにおられる議員の皆様と、 建設業者さんですね、それとか大工・左官組合の人たち、そういうところまで一 会長さんが代われば、それはずうっと引き継いで行ってもらうような形でやろ まず、この景観計画が施行されれば、 配布先としましては、本来ならば全町民に一冊ずつ配 『景観審議会』というの それと役場の庁内の各課 りた を لح

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

七番 えがありますんで、 動火災報知器を百三十六個ですか、買う予定で、 (伊藤忠之) この二百万の減 三項の住宅費で、 .額の内容をお願いします。 十五節・工事請負費、これの二百万の減額はですね、 そしてそのときに 「ちょっと値段が高いんじゃないかなあ。 当初予算で二百万計上して、 」と言った覚

伊

藤

議

**議長(横山弘藏)** 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

宅交付金の方で、 いうことで上げておったんですけ れども、これがちょっと私どもの手違いで補助が付かなくなったんですね。 議員おっしゃられるとおり、当初予算に工事請負費として二百万、 最初の歳入の中で五十何万か落としてましたけれども、補助事業でやろうというふうに思っておりました れども、 高いか安い か、 私もそのときちょっと判らない 自動 (火災報知器ということで、町営住宅に付ける分と んですけども、 補助 事業 0 地域住

入をして、設置し 購入してですね、 そういう中で、 次の需用費の中に四百万って上がってるんですけども、この中に百万、 て回ろうということで、 直営で、 自分たちで百何箇所付けて回ろうということで、今回、二百万落として百万の需用費で機械 変更をしております。 今度自動火災報知器の機械だけ な

以長(横山弘藏) 伊藤 議員

七番 (伊藤忠之) ということは、設置する戸数は百三十六戸でそのままですね

そうなると、まず二百万の中の減額でちょっと百万ってなると、その半額で設置するということですか?

議長(横山弘藏) 建 設 課 長

建設課長(升水裕司) 火災報知器の個数としましては、 煙探知機を百三十機、 熱感知器を四十八機、百七十八個付けるよ

うにしております。

ことで、今回こういうふうにやっております。 れども、設置箇所は規定されてますけれども、付けて回るだけの単純作業ですので、 で、当初はですね、やっぱり火災報知器を取り付けるのに結構技術が要るんじゃないかというふうな気持ちでいたんですけ それで、百万を原材料として買うようにしてますので、 その中で人件費はもう町の職員がそのまま付けて回るということ 自分たちでやれるんじゃないかという

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) ばらく休憩します。

憩 午 前 十一時 十七分

再 十 二十六分

開 時

岩 坪 議 員

ュリティシステム借上料。これが四万円上がっておりますが、これの説明をお願いします。 目の総合センター費、これの需用費、修繕料の内容説明。六目の図書館費、これは微々たるもんですけども、 館宅内下水道工事補助金。これは補正一号でも上がっておったと思いますけども、今度また補正で上がった内容説明と、三 (岩坪義光) 七項の社会教育費の、一目・社会教育総務費、十九節の負担金、 補助及び交付金。 この斑在地区の公民 使用料、

議長 (横山弘藏) 育 次 六番

議長

(横山弘藏)

再開します。

第九款・教

育

費

教育次長(尾﨑孝三) ご説明いたします。

斑の公民館の下水道工事につきましては、 補正一号で三十六万計上しております。 その工事を進める中で、 新たに工事 を

計上しております。 する増築分がありましたので、その大工賃、それと材料費の分でございます。それの六割で十八万一千円が不足しますので、

そして総合センターの修理ですけど、高圧キュウビクルの中の安全ブレーカーが壊れております。 その分の修理費でござ

の分の利用料を計上しております。 実際運用をするということで始めたときに、どうしても防犯カメラの死角が発生したということと、個人で持つ警報装置を 機追加しております。 そして図書館のセキュリティの借上げなんですけど、これは当初予算で計上しておりました二十八万八千円。 その分で、月当たり二万四千円が二万七千三百円ということで、三千三百円増額しております。そ

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

八番

と、なぜそのときにこの全額が出てこなかったのか、なぜ今になってこの不足分が生じてるのか、そこら辺伺います。 (立石隆教) 先ほどの質疑と関連をしますが、 在の公民館のことで、補正一号でやってたけれども、 立. 石 不足分があった

議長(横山弘藏) 教 育次 長

工事を始める中で、どうしても改造しなければいけないというふうなことが生じました。 教育次長 (尾﨑孝三) 斑在の公民館の改修につきましては、一応当初の見積もりが概略で上がってきてます。そしていざ、

それで、その分を補正するということで、地区の方から要望がありましたので補正したわけです。

議長 (横山弘藏) 町

(山田憲道) ただいまの説明につきまして補充したいと思います。

電話がありました。 分老人会の方からいろいろと反発がありまして、一応私の方に「どうしようもないから補正をさせてくれ。」ということで よ。」ということでしたが、高齢者の方がですね、男子と女子と一緒のトイレっていうのは、なかなかだということで、大 当初ですね、確かに「トイレは一つでいい。」というふうに言われたもんですから、 「それでいいんでしたら、いいです

れはいけない状況になったということで、こういうことであればですね、やむ無しということで、今回補正させていただい そういう中で、一つのトイレを一緒じゃなくて、男子と女子とということでした場合に、 屋根からですね、 増築をしなけ

たわけでございます。

### 議長(横山弘藏) 立石議員

八番 (立石隆教) こういう問題は、非常に実は重要な問題でありまして、事業を行うことについては計画を立てて、 それ

で予算を計上して、そこで議会で認められて、やっとそれで事業ができるということであります。 それが、取り合えず概算で出しといて、足りない分は後から補正をすればいいんだということであれば、 議会とすりや

全体像を掴めないまま、一番最初の予算をですね、承認をするということになっていくんですね。そういうやり方ではいけ

ないことです。

多分今回も承認することになると思いますが、本来これはいけないことだということの認識を是非持っていただきたい。 次もですね、起こってきたらこれはまずいことです。これはあくまでも、緊急的かつやむを得ないことなんだということで、 もうそれ以上は聞きませんけれども、そういうことはちゃんと認識しておられますか?「いやあ、途中でこうなったんだ ですから、十分に当初に、そういう議論はした上で、予算に計上してくるというのが筋であります。こういうことがその

ったから大丈夫です。付けたしゃあいいんだから…。」というようなことでやっているのかどうか、それを再度聞いておき

### **議長(横山弘藏)**教育次長

という計画が上がってきました。それに対する見積もりが上がってきましたので、これで十分だろうという判断の下に計上 教育次長(尾﨑孝三) 予算計上につきましては、事業主体が斑在地区ということで、「こういうふうな工事をしたい。

したわけです。

議長 この事業はこうやって計画が上がって精査して、 でも、実際、こういうふうな不足の計上ということに、 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。 また計上するというふうな形で今後進めていきたいと考えております。 予算のですね、 補助金を付けたわけなんですけど、 私とすれば

## (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(横山弘藏) 第十款・災害復旧費

(土川重佳) 災害復旧費 目の農業用施設災害復旧費でございますけど、 工事費の一千二百万が計 上されておりま

土川

議

今 回 の災害に当たりまして、提案理由で十二・十三箇所という説明も聞いております。

の流れかなあと私は思っております。 所とか、ちょっと災害のあり方ですね、 この災害に対しては、 国の査定ということで、 大・中・小という、「小さかったらもう自分でしなさい。」とか、そういう今まで 見積もりがあろうかと思われますけども、 そして査定にかからな

な方針かなあと私は思っております。 私がなぜこれを聞くのかと言うと、国の査定とかにかからなかった場合は、やっぱり自分の所は自分でやるっちゅうよう

いうときの対応の仕方をどのように考えておられるのか。 すね、やはりそういうとも今後策定していくわけですから、 いし、皆さんも少しご承知のとおり、 -高齢化等も進み、 景観がパッと見た場合に損なわれると私は思うんですよ。 なかなか出来ないわけですね。 まして小値賀町は景観条例で

## **議長(横山弘藏)** 建設課長

# 建設課長(升水裕司) お答えいたします。

四十万以上じゃなければ災害には該当しません。」ということで、上げれません。 産の方と財務の方と二人来て査定をするわけですけれども、一応災害に上げられる基準というのがあります。 その『査定設計書』というのを今作っているんですけども、 今回、梅雨前線豪雨災害によって、先ほど申されましたように、農地の七箇所と施設の六箇所を上げておりますけ 十月の十五日に国からの災害の査定があります。 それは農林水 約

らうような形になりま その四十万の規定に入らないものとか、災害査定に通らなかったものとかというのは、基本的にはまずは農地については、 んぼとか畑とかの、 法面とか畦とかが崩れるわけなんですけれども、個人的には個人所有ですので、 個人で復旧をしても

っていうのは、この災害の四十万以上にほとんどなります。 何とか皆さんが使えるように町の方で対応はしなければいけないと思うんですけれども、まず個人で復旧するというのが基 のかなあというふうに思っておりますけれども…。 施設災害で、水路とかですね、 高齢化によって景観上もよろしくないということでございますけれども、 ため池とか、そういう所で大勢の人が使うような場合は、それは査定で落ちても、 もうちょこっと崩れた所では、 景観で目立つような大きな災害 景観に関しては、 影響はあまり

### ][[ 議

の所は自分たちでやろうと、せねいかんっちゅうことですたいね、それは解りますけども…。 (重佳) 個 人の所有地とか、田んぼの法面とか、やはり出来ない、今言う四十万以下の場合はやっぱり自分たち

で言えば歯抜けんごつ、ちょっとおかしかなあっち、見とってもさあ、やっぱりそういうときの場合ば私はちょっと懸念し じゃろっち。 しかし、 「出来ない。」という人もおるわけですたいね、「そんまんましちょっちよか。」っち、 」言う人もおっとですよ。そういう場合ですたいね、今から小値賀町の景観条例を策定していくわけで、 「草ん生えれば見えん 人間

にこれはどうもよろしくないようね~っちいう所を、どのように今後対応していくのかなあっちゅう、その方針、 とお聞きしたいっちゅうことですね。いくらその災害にかからんでも、放置している所なんかですたいね、やっぱり見た目 やっぱり皆さんが見て、 出来ないとことかの対応っちゅうとを、今後どのように考えますかっちゅうことを、私はちょっ 考え方を

て今この質問をしているわけなんですよね…。

ばらく休憩します。

ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

(横山弘藏)

再開します。

十一時

再 四十一分 四十分

課 長

業担当の方の、 ですけれども、そういう中で、災害の採択基準っていう『四十万円以上』については、うちの方で処理をいたしますけれ 設災害が起きたときに、 建設課長 後残り方の、災害に上げれない分ですね、 (升水裕司) 蛭子専門幹の方から答えていただきたいと思っております。 災害査定に上げれるものについては、うちの方の管轄で設計書を作ったり、 ただいまのご質問ですけれども、 小規模なものについては、後は農業行政の方で対処すると思いますので 建設課の方の仕事といたしましては、 農林行政 後の処 の中の、 理をしていくん 農業用 施

### 議長 (横山弘藏) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

修繕のところで、 私が 「施設災害の 小規模の部分を出しました。 」というふうに説明し ましたけれども、 それ

(性のある農道とか、ため池の説明でした。

個人のですね、 畑とか田んぼの災害はですね、もう基本的には個人です。 個人の財 産 でありますから…。

個人で管理をしてもらいたいというふうに思っております。 てもらいたいと思いますし、そこら辺をですね、町の方がすればですね、取り止めが付かなくなるという点がありますので、 ですので、災害で取れる分は、こちらの方でどうにか上げますけれども、 災害で取れない分は、 もうあくまでも個人にし

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第十二款・ 諸 支 出

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長

(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

すけども、この事業は期間が決まっておると思いますけども、それ以後は、 (岩坪義光) 十七頁の、三目の観光費です。 委託料、 地元食材新展開事業。 これは担い手の加工場じゃろうと思いま 岩

考えをもっておるのかちょっと伺います。

議長(横山弘藏) 産業振興課長

産業振興課長(吉元勝信) お答えいたします。

進めております。 雇用再生特別基金』の事業を使うんですけども、 この事業につきましては、じげもん推進班でやっている事業とはちょっと違いまして、 古民家再生事業の中で、 地産地消レストランというようなことを、 基本的にですね、 同じ『ふるさと 準備を

て、予算を計上させていただいております。 いう事業がですね、採択されましたので、そういう事業内容で今回は事業を進めさせていただきたいというふうに思いま その中で、 そういったものがですね、 小値賀の食材を使った新たな料理の開発とか、 出来ないかというようなことで、県の方に申請を上げておりましたら、 或いは地元にある、その食材による特産品、そういったも 今回、 十分の十と  $\mathcal{O}$ 

(横山弘藏) 岩 坪

食材を開発すっとに後の考えはどういうふうな

# **六番(岩坪義光)** もう一度、今のに質問します。

それとも、そのレストランのコックがやるんですか? 「古民家のレストランの食材開発」と課長が言いましたけども、この食材の開発っちゅうとは婦人会がやるのですか

## **議長(横山弘藏)** 産業振興課長

# **産業振興課長(吉元勝信)** お答えいたします。

というふうに考えております。 そういうような案を県の方に提案したら、採択されたということでございますので、そちらの方に町としては委託をしたい りまして、そちらの方で一応レストランの経営をするというような計画予定になっております。そこで雇用されたシェフが ですね、そういった新しい料理を開発したりとか、新しい物産を開発したりというようなことが計画されておりますので、 古民家レストランが開業した暁にはですね、新しい株式会社の『小値賀観光まちづくり公社』というのが立ち上がってお

# **議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

**沓(加山雅徳)** 先ほどの件でくどいようですが、もう一回質問します。**♬(杓口引藤)** ほえに質臭にまれるもと

加山議員

これは町長に答弁をお願いしたかってすが、民泊の施設整備事業ですね、 先ほどの民泊の件ですね…。

で、二点だけ、

もう端的に質問します。

定のですね、収入のある方についての、 その二点、お願いします。 まず、下水道事業についての、そういう補助をどうするのかっていうことと、もう一点、先ほども質問しましたが、 町長としての見解をですね、 ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

### 議長(横山弘藏) 町

長

町長 えております。 泊等をやる場合でもですね、一万ぐらいずつはやはり町の方の補助金を活用すべきじゃないかと、これが平等だとは私は考 (山田憲道) 下水道につきましては、 査定の折でもですね、一応町の方も補助金を出しているということの中で、

ですね、 ただ、手洗いとか風呂場の分については、これは大いに出していいんじゃないかというふうに、やはりはっきりしないと 松永議員さん、 それから加山議員さんからも指摘のとおりですね、そういう声もあるということは、 私たちも大体

えたいと思っております。 ということはですね、そういうことはないんじゃないかと、その中でやるとしか返事ができませんので、そういうことで考 薄々は感じておりましたので、そういう方向でやるということと、松永議員さんが言いました「オーバーするんじゃないか。」

ということですので、町の方の分をですね、利用してもらえればというふうには思っております。 ただ、七百万以上という方は、何人もおるわけじゃございませんが、そういう人たちはもう大体自分のことは自分でやる

## 議長(横山弘藏) 松永 議員

九番(松永勇治) 今の答弁ですけども、加山議員さんの質問に対してですが…。

下水道に対しては、県が三分の一、そして本人が三分の一、町が三分の一っちゅうことになっとるわけでしょ?補助対 結局、自分たちの払う三分の一の分について、今の下水道のあれを借ってもらえればっちゅうことですか?

がですよ、対象費が…。

てくださいっちゅうことですか? そうした場合、その三分の一に当たる個人の分を、今私たちが借っとります、あ~いうふうな月一万円返済して、 運用

### 議長(横山弘藏) 町

町長 (山田憲道) 私がさっきから言っているのは、 利子補給のことをですね、言ってるわけでございますので、その利子

補給の方を活用してもらえればと…。

うことを言っております。 そして、あとの手洗いとか風呂なんかはですね、 県の補助金を活用してもらえれば、 不公平が生じないんじゃないかとい

## **議長(横山弘藏)** 松永 議員

いわけですから、 (松永勇治) その手洗いとか衛生設備とか、これの全部の三分の一、本人が出せばいいと、この工事について…。 結局、この民泊をやる方はですよ、三分の一の工事費のあれを出せば、手洗いなんかも含めて出せば

それじゃあない んですか?この県補助は、 対象はそれも入っとるわけでしょうが…、 それで計算するわけでしょ?

## 議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

- 休憩午前十一時五十二分-

議

**議長(横山弘藏)** 再開します。

との洗面所とかいう他のことについては、「この補助の対象にしますよ。」っちゅうことでしょ?そういうことでしょ? そがん言えばよかとばって、「利子補給」とか何とか言うもんじゃから、 (松永勇治) 今、 町長の言われたことはですね、下水道については、 ちょっと解らなかったんです。 今、一般の人が借っている制度を利用して、 あ

議長 (横山弘藏) 町 長

きじゃないですか。」ということを、さっきから言ってるわけですので…。 町長 (山田憲道) いや、利子補給というのは、下水道をした場合の利子補給をもらってもらった方が、 「それを優先すべ

すが、そういうことで、 それで、手洗いとか浴槽とかそれから居間とか、そういう場合にはですね、全部が全部該当という人もいないとは思 その分はまた県補助金等がありますので、それを利用した方がいいんじゃないですかということで いま

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

言ったつもりです。

五番 (浦 英明) 町民税のですね、歳入の分ですね、これでお尋ねしますけども…。

こに記載されております。 滞納繰越分ですね、個人分と固定資産税の分ですね、二十七万九千円と二百六十五万二千円というふうに滞納繰越分がこ

この内容の説明をお願いします。 この分は、二十年度におけるほとんどの額が入ってくるんではないのかなあと、 私自身考えておるわけなんですけども、

それと、併せて件数もお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** 財政課長

**財政課長(西村久之)** お答えします。

です。それが四件、 二十七万九千円、これは十六年度から滞納がありますので、その分ですね。 その前のやつが七件、 合計十一件でございます。 件数が現年度分と言いますのが、二十年度分

固定資産税につきましても、 これが十四年度からあります。二十年度につきましては、 十六件、 その前につきま

浦

議

員

しては、 六件の、二十二件でございます。

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり) 反対討論なしと認めます。

議長(横山弘藏)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 賛成討論なしと認めます。

これから、議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一 これで討論を終わります。 般会計補正予算

この表決は、起立によって行います。

議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算 (第三号) は、 原案のとおり決定することに賛成の方は、 起立

(第三号) を採決します。

願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算 (第三号) は、 原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再 休 開 憩 午 午 後 後 零 時 時 二十八分 一分

## 議案第四四号、 平成二十一年度小值賀町国民健康保険事業特別会計補正予算 **第**

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長 たします。 (中川一也) 議案第四四号、 平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第一号) についてご

年度決算に伴う繰越 このたびの補正 は、 額の確定が主なものでございます。 歳入では、 国民健康保険 税の算定の 基となる二十年度所得及び税率の決定による保険 税  $\mathcal{O}$ 補 正、二十

五千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ五億五千二百三十八万五千円にするものでございます。 まして、 歳出では、 第一 老人保健拠出金の精算による減額及び二十年度保険給付費の確定に伴う国庫支出金償還金が 表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 主なもの 一千三百二十四万

それでは、 歳入歳出補正予算事項別明細書により、 歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

健康保険税を八千百二十万七千円としております。 護納付金分現年課税分十八万五千円を増 万三千円を減額、 千円を減額、二節・介護納付金分現年課税分五百六十六万七千円を増額、 第一款、 項·国民健康保険税、 二目·退職被保険者等国民健康保険税、 一 目 ・ 一 額 般被保険者国民健康保険税、 節・ 後期高齢者支援金分現年課 節 • 医療給付費分現年課税分二百六十二万円を減額、 一節 三節 税分百九十六万五千円を減 ·後期高齢者支援金分現年課税分四 ·医療給付費分現年課税分四千百 額、 補 五十七万 正 一後の 百八十五 国民 · 介 加

当三十 負担 第三款 金の 万円を 額を九千四百七十九万二千円としております。二項・ 国庫支出 減 金 一 項 • 国庫補助 国庫負担金、 金の額を四千五百二十二万四千円としております。 二目·療養給付費等負担金、 国庫 補助 一節・現年度分二百六十八万六千円を減 金、 目 • 財 政 (調整交付金、 節 • 普 通 調整交付 額

千三百二十三万四千円としております。 第四 項、 目 • 療養給付費交付金 節 現年度分百五十九万六千円を減額 補正 後の 療養給付費交付 金  $\mathcal{O}$ 額 を

万八千円としております。 第六款 県支出 二項 県補助 金、 貝 節 財 、政調整交付金五十五万六千円を減 額 Ļ 県補助 金の額を二千八十七

九十六万一千円としております。 第九款 ・繰入金、二項・基金繰入金、 貝 節 財 政 | 調整基金繰入金五百九十六万円を補 正 į 基金繰入金  $\mathcal{O}$ 額を五 百

を六千二百六十三万四千円としております。 一項・繰越金、 一目・一般被保険者繰越金、 一節・前年度繰越金五千八百六十三万三千円を増額し、 繰越 金

次に、歳出を申し上げます。

八千五百九十一万三千円としております。 第二款・保険給付費、 補正後の出産育児諸費の額を百六十万一千円としております。 一項・療養諸費、三目・一般被保険者療養費五百八十七万九千円を増額し、 同じく四項・出産育児諸費、 目• 出産育児一 時金、 十二節・役務費一千円を 療養諸費の総額を二億

同じく二目・老人保健事務費拠出金を一万円減額し、老人保健拠出金の額を三十七万九千円としております。 一項・老人保健拠出金、 一目・老人保健医療費拠出金、十九節、 負担金、 補助及び交付金一千五百万三千 一円を

としております。 第五款、 項、一 目・後期高齢者支援金を十万五千円補正し、 補正後の後期高齢者支援金の額を六千三百四十四万二千円

ります。 二十三節・償還金、 千九十万一千円を増額、 般被保険者保険税還付金、二十三節・償還金、 第十二款・諸支出金、一項・ 利子及び割引料八千円を増額し、補正後の償還金及び還付加算金の額を二千二百三十万六千円としてお 二目・退職被保険者等償還金、二十三節・償還金、 償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金、二十三節・償還金、 利子及び割引料十万八千円を増額 利子及び割引料百二十八万五千円を増額、 四目·退職被保険者等保険税還付金、 利子及び割引料一 三目

議長(横山弘藏) 第十三款、一項、 (上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、 一目・予備費を二万九千円減額し、 これで提案理由の説明を終わります。 補正後の予備費の額を四百四十四万五千円としております。 ご承認賜りますようお願い いたします。

これから質疑を行います。

- 41 -

表 『歳入歳 出予算補 Ē に うい て、 歳入から順番に款を追ってご質疑願 います。

款 国民健 康保険税

浦 議 員

五番 当初予算が約八千万だったので、 一目の、一節・医療給付費分現年課税分、 約半分ほど減額されておりますが、 これの四千百五十七万四 これはなぜなのかお尋ねします。 千円 減額となっております。

議長 (横山弘藏) 民 課

住民課長 (中川一也) お答えいたします。

うわけですけれども、 いたしまして、 うな形になるんですが、 国保の財源につきましては、 その差額分を税として予算計上をいたしております。 その時点での国庫負担金、 当初予算の編成をする場合に、 議員もご存知のように、 社保支払基金等のルール分、一般会計繰入金、 予算編成におきましては歳出見込額に対して、予算編成は 約五割が国・県支出金、 残りを保険料、 そういった特定財 若しくは一般財源で補うよ 源を計 月頃行 上

定いたします。 協議会を開催し、 金等の財源につきましても、 五月末になりまして、 その中で必要な税額をお示しして、 前年度の所得が確定した段階で、その頃になりますと、 かなり正確な数字が出てくるものですから、そういったものを新たに積み上げして国保の運営 協議会委員の意見を調整しながら国保税率、 その他の財源についても、 均等割・平等割の 玉 県、 が額を決 支払

税額も大きく変わっております。 半額になるという特例制度がいくつかございまして、そういったことで非常に税の算定の仕方が大きく変わっておる関係上、 約四割ぐらい人数が減っていること、それから国保に奥さんが残って、 非常に額が大きく変わっておりますが、 そういった中で、 最終的な税額が決まりますので、その決まった税額で算定し直した税額が、 平成二十年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、 後期高齢者にご主人が異動した場合の、 国保から相当数の人間が 今回の税額でございます。 平等割等が

議長 (横山弘藏) ほかに質疑はありません

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 第三款・国 庫 支 出 金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第四 款 ·療養給付費交付·

金

議長 **藏長(横山弘藏)** 第六款(「質疑なし」と呼ぶ者あ ・県 ŋ 支 出

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第九款・繰

入

金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十款・繰 越

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 歳出に移ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり) 第二款·保険給付 費

議長 (横山弘藏) 第三款・老人保健拠出

(「質疑なし」と呼ぶ者あり) 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏)

第五款・後期高齢者支援金

議長 (横山弘藏) 第十二款・ 諸 支

出

金

議長 (「質疑なし」と呼ぶ者あり) (横山弘藏) 第十三款 予

備

費

議長 (「質疑なし」と呼ぶ者あり) (横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。 (横山弘藏) 質疑なしと認めます。

- 43 -

から討論を行います。

はありません

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第一号) を採決します。

 $\bar{\lambda}$ か。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませ おはかりします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

決されました。 したがって、議案第四四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第一号) は、 原案のとおり 可

日程第四、 議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算

本案について提案理由の説明を求めます。

いたします。 住民課長 (中川一也) 議案第四五号、平成二十一年度小值賀町老人保健事業特別会計補正予算 (第一号) についてご説明

を歳入歳出それぞれ三百五十二万四千円にするものでございます。 入歳出予算補正」に示しますとおり 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五十二万四千円を追加し、 このたびの補 正 は、 過年度国庫負担金の追加交付二十年度決算に伴う繰越金の確定による補正が主なもので、 第 予算総 表

それでは、 歳入歳出補正予算事項別明細書により、 歳入から順次ご説明いたします。

|頁をお開きください

第二款・ 国庫支出金、 項 国庫負担金、 目 • 医療費負担金、 二節 ・過年度分二百二十一万円を補正 玉 庫 支出

金

(第一号)を議題とします。

課

長

額を二百二十一万一千円としております。

第三款・県支出 項·県負担 目• 医療費負担金、 二節 過年度分六千円を補正し、 補正後の県支出 金の 額を七

千円としております。

第五款、一項、一目・ 繰越金、 節・前年度繰越金百六十九万二千円を減額し、 補正後の繰越金の額を百三十万三千円と

しております。

次に、歳出を申し上げます。

を四万五千円としております。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金四十八万円を補正し、 第三款・諸支出金、 一項、一目・償還金、二十三節・償還金、 利子及び割引料四万四千円を補正し、 補正後の償還金 補正  $\mathcal{O}$ 額

後

般会計繰出金の額を三百二十七万五千円としております。

以上、 補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、 ご承認賜りますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

議長(横山弘藏)

これで提案理由の説明を終わります。

第一表 『歳入歳出予算補正』について、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第三款・県 支 出 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰 越 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 歳出に移ります。

第三款・諸 支 出

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、 ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これから、議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算 おはかりします。 これで討論を終わります。

(第一号)

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、 議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算 (第一号) は、 原案のとおり可決さ

れました。

日程第五、 議案第四六号、 平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(中川一也) 議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明 住 民 課 長

いたします。 今回の補正は、二十年度決算に伴う国・県支出金の精算交付、 繰越金の額の確定等による収入を一般会計へ繰り出しする

というのが主な内容でございます。 「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、 既定の歳入歳出予算の総額に、 歳入歳出それぞれ七百四十四万三千円を

額 予算総額を歳入歳出それぞれ三億五千九百七十三万九千円にするものでござい ・ます。

増

それでは、 歳入歳出: 補 正予算事項別明細書により、 歳入から順次ご説明いたします。

六頁をお開きください。

後の国庫負担金の額を五千九百三十六万二千円としております。 第四款・国庫支出金、 ・一項・ 国庫負担 金、一目・介護保険給付費負担金、二節・過年度分四十三万一千円を増 額 補 正

第五款・県支出金、 一項・県負担金、 一目・介護給付費負担金、 二節・過年度分二十九万五千円を増 額 補 正 後  $\mathcal{O}$ 県 負

担金を四千九百七十五万九千円としております。 第八款・財産収入、 一項・財産運用収入、一目・ 基金運用収入、 節 • 利子及び配当金七千円を増額 補 正 後  $\mathcal{O}$ 財 産

渾

用収入の額を七千円としております。 第十二款、一 項・繰越金、 一貝、一 節 前年度繰越金六百七十一 万円を増額し、 補正 一後の 繰越金の額を七百七十 万円と

次に、歳出についてご説明いたします。

しております。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一 般管理費、十九節 一万三千円を補正し、 補正後の一 項·総務管理 費の 額

八十九万六千円としております。

第五款・地域支援事業費、二項・包括的支援事業・任意事業費、一目・ 補正後の包括的支援事業・任意事業費の額を八百四十八万四千円としております。 包括的支援事業、 十八 節 備 品購入費三万円

第六款、 項、一目・基金積立金は、 基金利息を充当する財源振替でございます。

としております。 払基金等への返還金で、 第七款・諸支出金、 一目・一般会計繰出金、 一項、 五十八万三千円を増額し、補正後の償還金の額を五十八万四千円としております。同じく二項 一目・償還金、二十三節・償還金、 二十八節・繰出金六百八十一万七千円を増額し、 利子及び割引料は、 補正後の繰出金の額を六百八十一万八千円 前年度介護給付実績に伴う国 県、 支

議長 以上、 (横山弘藏) 補正予算の これで提案理由の説明を終わります。 概要をご説明申 し上げましたが、よろしくご審議の上、 ご承認賜りますようお願い いたします。

17

を

これから質疑を行います。

表 『歳入歳出予算補正』 に うい て、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第五款・県 支 出 金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第八款・財産 収入

**議長(横山弘藏)**第十二款・繰(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

越

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

第一款・総 務 費 議長 (横山弘藏) 歳出に移ります。

**受(黄山仏蔵)** 第五数・也4「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・地域支援事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・基金 積立

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・諸 支 出

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**浸(横山弘藏)** これから歳入歳出全般について、

八番 歳出のですね、 (立石隆教) 先ほど、 聞き忘れましたので…。 基金積立金、 これが財 源の 組み替えですが、 「その他」 っていうのはどういうものですか?

**議長(横山弘藏)** 住 民 課 長歳出のですね、六款、一項・基金

立石議員

ご質疑願います。

- 48 -

### 住民課長 (中川一也) お答えいたします。

財源は、 歳入の八款・財産収入の七千円を今回充てております。

当初予算では、 一般財源を七千円充ててたもんですから、今回財源を振り替えるということでございます。

### 議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算 (第一号) を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、 議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算 (第一号) は、 原案のとおり可決さ

日程第六、議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長 (中川一也) 議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第一号) について

住

課

長

(第一号) 民

を議題とします。

ご説明 いたします。

るものでございます。 の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十一万一千円を増額し、 この度の補正は、二十年度決算に伴う繰越金の計上が主なもので、 予算総額を歳入歳出それぞれ三千九百九万八千円にす 第一表「歳入歳出予算補正」に示しますように、

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、 歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

第五款、一項、一目、一節・繰越金二十一万一千円を増額し、 補正後の前年度繰越金の額を二十一万二千円としておりま

次に、 歳出を申し上げます。

第一款・総務費、 一項・総務管理費、 一 目 • 般管理費、 十二節・役務費三万六千円を増額、 補正後の一 項·総務管理

の額を二百二十九万五千円としております。

分七万五千円の補正で、 第二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金、 補正後の広域連合負担金の額を三千五百八十三万二千円としております。 十九節・負担金、 補助及び交付金は、 前年度保険料精算徴 収

万円としております。 第三款・諸支出金、二項・繰出金、 一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金十万円を増額し、 補正後の繰出 金の 額 を十

議長 以上、 (横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、

ご承認賜りますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

第一表 『歳入歳出予算補正』について、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款 金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 歳出に移ります。

款 · 総 務 費

77 石 議 員

八番 中でやりくりできない (立石隆教) 甚だ小さい額で恐縮です。 んですか? 三万六千円手数料と出ておりますが、 これ は補 正 前の二百二十五 万九 千 茁 (T)

議長 (横山弘藏) 住 民

住民課長 (中川一也) お答えいたします。

議長(横山弘藏) という判断で予算を組んでなかった分でございまして、今回必要になったものですから、補正をさせていただいております。 この手数料は、 後期高齢者の窓口業務で使うパソコンプリンターの保守の手数料でございまして、 ほかに質疑はありませんか。 当初は「必要でない」

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第二款・分担金及び負担

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あ ŋ

議長 (横山弘藏) 第三款・諸 支 出 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

ておられますけれども、 で今回上げて、これは合わせられることは結構でございますけれども、これに対して二十一万一千円を歳出の方に振り分け 九番 (松永勇治) いてお伺いいたします。 先ほどの立石議員の言われることに大体似ておりますけれども、 これは少数な数字ですので、是非とも今回ですね、 補正に出さねばならなかったの 繰越金がですね、二十一万一千円歳 が、 その

議長 (横山弘藏) 住 民 課 長

住民課長 (中川一也) お答えいたします。

集めたものは、 前年度の二月・三月に七十五歳到達の方の保険税、 「繰越金が固まったら速やかに次の議会で」という考えが一つございますのと、もう一点は、広域連合の負担金の、 ないと出すものが出 それが確定した段階で、広域連合の方に送り込まなければいけないということがありますので、予算を計 せないということでございますので、直近の議会で補正させていただいたということでございます。 いわゆる保険料ですけど、保険税と同じような解釈ですけれども、そ

松

永

議

### 議長 (横山弘藏) ほ かに質疑はありません

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

### 議長 (横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

### 議長 (横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 おはかりします。 これから、議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第一号)

を採決します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議長 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

可決されました。 したがって、議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第一号) は、 原案のとおり

# 議案第四八号、 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

説明いたします。 建設課長 (升水裕司) 議案第四八号、平成二十一年度小值賀町簡易水道事業特別会計補正予算 (第二号) の提案理由をご

建 設

課

長

この度の予算補正は、 職員一名減によります人件費の補正が主なものでございます。

一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ三百八十一万五千円を減額

補正 後の総額を八千九百 九十八万九千円とするものでございます。

それでは、 説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明い たします。

歳入では、 四款・繰入金 一項、 一目・一般会計繰入金を三百八十一万五千円減額し、 項·一般会計繰入金  $\mathcal{O}$ 補 正 後  $\mathcal{O}$ 

総額を三千三百六十五万六千円といたしました。

に伴うものです。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を四千四百二十八万九千円といたしました。 額分でございます。十九節・負担金、 歳出では、 一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節から四節の減額 補助及び交付金十一万三千円の増額は、 工事積算用資材単価作成業務の負担 には、 人事異動に伴う職員 金 の増 名  $\mathcal{O}$ 額減

四款、 一 項、 目・予備費を四千円減額し、 一項・予備費の総額を三十七万六千円といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算 (第二号) に係る概要をご説明いたしました。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰 入 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総 務

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第四款・予 備

費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) これから歳入歳出全般について、

ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算

(第二号)

を採決します。

おはかりします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

議長 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、 議案第四八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算 (第二号) は、 原案のとおり可決さ

日程第八、議案第四九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

明いたします。 建設課長 (升水裕司) 議案第四九号、平成二十一年度小值賀町下水道事業特別会計補正予算 (第二号) 0) 提案理由をご説

課

長

この度の予算補正は、斑地区の合併浄化槽新規設置に伴う工事請負費の補正が主なものでございます。

総額を一億七千二百八十九万八千円とするものでございます。第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二十万円を増額し、 補正 後

それでは、 説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

款 • 事 業収入、 項・使用料及び手数料、 目・ 使用料、 節・下水道使用料二十万円の増額は、 前 口 補 正

予算 これにより、 (一号) 以後、 項・使用料及び手数料の補正後の総額を二千四十一万九千円といたしました。 笛吹地区、 浜津地 区 斑地区において新規加入分で増収が見込めますので、 計上いたしております。

補正後の総額を二千二百二十一万一千円といたしました。 によるものです。四節・共済費の四万四千円の増額は、 歳出では、 款・総務費、 一項・総務管理 一目・一般管理費、 負担率の改正によるものです。これらにより、一 、三節・職員手当等の二千円減額 は、 項・総務管理費 住居手当  $\mathcal{O}$ 見直  $\hat{O}$ 

置に伴うものでございます。これらにより、 でございます。十五節・工事請負費の百五万円の増額は、 二款、一項・施設整備費、 四目・合併浄化槽整備費、十二節・役務費の五千円増額は、 一項・施設整備費の補正後の総額を百五万五千円といたしました。 斑地区において集合式で取り込めなかった一戸分の合併浄化槽設 合併浄化槽設置に伴う申

四款、 以上、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。 一項、一目・予備費を八十九万七千円減額し、 予備費の総額を十八万円といたしております。 (第二号) に係る概要をご説明いたしました。

議長 (横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』につい て、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事 業 収 入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 第二款・施設 整 備 費

(立石隆教) 合併浄化槽で予定しているところの一戸分が計上されておりますが、 合併 浄化槽でその他予定をしてい

7

議

るところはもうありませんか?いくつか残っていますか?その辺伺っておきます。

(横山弘藏) 建 長

かったというのが実際三戸あります。そのうちの一戸が、今回上げさせていただいた一戸分でございますけれども、建設課長(升水裕司) 一応合併浄化槽の予定というのが、斑地区においてはですね、どうしても地形状本管に取り かの確認をしたいと思います。 た方がいいのか、そこら辺の工事費用の積算にまだちょっと時間がかかっているので、そこら辺の検討をして、やるかどう う意思はあるんでしょうけれども、この合併浄化槽でした方がいいのか、マンホールポンプで直接、本管に流し込んでいっ 二戸は、一戸がまだはっきり設置をするかどうかの確認がとれておりません。 斑地区においてはですね、どうしても地形状本管に取り込めな 一戸の分がですね、下水道に接続したいとい あとの

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第四款・予 備

費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

(横山弘藏)

討論なしと認めます。

これから、 議案第四九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第二号) を採決します。

おはかりします。

本案は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議長 (横山弘藏) 異議 なしと認めます。

したがって、 議案第四九号、 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計 補正予算 (第 一号) は、 原案のとおり可決され

# 日程第九、議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算 (第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

をご説明いたします。 産業振興課専門幹(蛭子晴市) 議案第五○号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第二号) の提案理 由

今回の補正予算の内容は、四月一日の人事異動に伴う町 それでは、 補正予算の内容につい て説 明いたします。 職員の人件費と、 はまゆうの修繕料が主なものでございます。

第一条は 第一 表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、 既定の予算に歳入歳出それぞれ二百万円を追加し、 補 正 後 0 総

予算説明書の事項別明細書七頁の歳入から、説明いたします。

額を六千二百六十五万五千円にするものです。

四款、 一項、一目・一般会計繰入金において二百万円増額し、 補正後の額を一千九百万円としました。

次に、八頁、歳出について説明いたします。

さいかい運航費においても船長の給与等を見直すと共に、十八節・備品購入費において沿海セットを購入するため まゆうの燃料ポンプを交換する必要が出ましたので、今回予算化し、合わせて九十三万円増額するものです。次に、 に変わったことによるもので、人件費において各節のとおり、職員の給与等を見直すと共に、 て十二万七千円増額するものです。 を各節のとおり補正し、 一款・渡船事業費、 一項·渡船管理費、 百八十万七千円を増額するものです。二目・はまゆう運航費は、 一目• 渡船総務費は、 人事異動に伴い職員が二名とも代わりましたので、 船長の給料表が行政職から 十一節・需用費におい 三目 て、は海事職 世

一目・予備費では、 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算 八十六万四千円を減額し、 (第二号) 五十八万五千円としています。 の提案理由 0 説明をい たしました。

ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰 入 金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

五番 理だということですけども、 浦 英明) 先ほど、提案理由の中で説明がありましたけども、 これは今度当初予算で右舷のエンジンをオーバーホールしたわけですね、そのときに発見でき 『はまゆう』の修繕料については、 燃料ポンプの修

浦

員

**議長(横山弘藏)** 産業振興課専門幹

なかったんでしょうか、お尋ねします。

**産業振興課専門幹(蛭子晴市)** ご説明いたします。

上げております。 修繕が必要だということが判りました。それで、来年の当初予算まで待てないかということも検討したわけなんですけれど その時点では気づきませんでした。その後、 右側エンジンとの兼ね合いもありまして、今回ですね、早めに組んだ方がいいという判断をしましたので、今回予算に 左側エンジンの吹き上がりが悪いということで調べたところ、燃料ポンプの

以上です。

**議長(横山弘藏)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・予 備

費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算 おはかりします。

(第二号)

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算 (第二号) は、 原案のとおり可決され

日程第十、議案第五一号、 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長(尾野英昭) 議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第一号) の提

診療所事務長

案理由をご説明いたします。 この度の予算補正は、 歳入で、平成二十年度決算による前年度繰越金の確定による変更でございます。

算による繰り戻し、 歳出では、異動に伴う人件費の変更、特殊外来診療負担金、 医療機器リース料の増額補正が主なものでございます。 研修医受入負担金の増額補正、 前年度の一 般会計繰入金 0) 精

補正 一後の総 額を四億二千九百七十四万三千円とするものでございます。 表 「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、 既定の予算に歳入歳出それぞれ一千二百八十万三千円を増 額

それでは、 説明書事項別明細書の七頁から、 補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、 五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定しましたので、一千二百八十万三千円増額 項

繰越金の補正後の総額を二千二百八十万三千円にいたしております。

八万円の増額計上でございます。二十八節・繰出金は、 と、長崎医療センターからの研修医の受け入れが、 ていただいている上五島病院と奈良尾病院の医師報酬が引き上げられたのに伴う特殊外来負担金百二十八万七千円の増額 一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千百四十四万七千円といたしました。 金率の改定によるものでございます。十九節・負担金、補助及び交付金二百十六万七千円の増額は、 二十二万六千円の減額は、 歳出では、 一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料七十九万九千円の減額、三 職員の異動によるものでございます。四節・共済費五十六万五千円の増額につきましては 当初五名予定しておりましたけど、 前年度分の一般会計繰入金の精算繰戻分として一千万円の計上で、 九名に増えたことによる負担金八十 特殊外来で医師 一節 ·職員手当

三千円といたしました。 者への在宅酸素濃縮機の貸し出しの増加に伴うものです。これらにより、一項・医業費の補正後の総額を二億三千五十 二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、 十四節・使用料及び賃借料百六万五千円の増額は、 肺等に疾患の いある患 Ħ. 万

四款、 一項、一目・予備費を三万一千円増額し、 予備費の総額を百五十四万四千円といたしました。

(第一号)

に係る概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表 『歳入歳出予算補正』につい . て、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款·繰 越 金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

### (横山弘藏) 歳出に移ります。

務 費

八番 そこには話し合いの余地があるんでしょうか。そういうふうなことはどのように対処しておられるのか伺います。 ましたが、その単価の引上げ等については、一方的に言われたままで上げていくようになってるんでしょうか。 来の診療についての単価の引上げですね?科目が増えたということではないということですね?というふうに説明を聞き (立石隆教) 一 目 十九節でございますが、 特殊外来診療負担金のところで、二つの病院から来ていただいている外 石 員

立

議長(横山弘藏) 診療所事務長

とでございます。 こうの方から一応 して、長崎県病院企業団というのが発足いたしております。その発足と同時に派遣医師 診療所事務長(尾野英昭) 「報酬の改定を行います。」という金額の提示がありまして、うちの方と派遣の委託契約を結ぶというこ このたびの補正ですけど、平成二十一年四月に県の離島医療圏と県立病院が経営統合いたしま の報酬の見直し等がありまして、

議長 (横山弘藏) <u>小</u> 石 議

八番 (立石隆教) その金額の提示はいつなされたんですか?

議長 (横山弘藏) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) 今年の三月末でございます。

議長 (横山弘藏) <u>\f\</u> 石 議 員

補正をするとすれば…、と私は思うんですが、 八番 (立石隆教) 当初予算には間に合わなかったということは解りますが、 何か事情がありますか? 六月の予算には間に合ったのでありませ

議長 (横山弘藏) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) 繰越金が一応確定してからの補正ということで、今回上げさせていただいております。

議長 <u>\frac{1}{1}</u> 石

正をしております。」ということですが、 (立石隆教) 同じ『節』ですけども、研修医の受け入れの負担金のところで、 この研修医受け入れについては、こちらから何名というふうにお願いするん 「五名から九名に増えたために、ここ

れるんですか?その辺はどのように考えているんですか。 ですか?それとも、 向こうの方からですね、例えば、 極端な話ですけど、 「三十名で。 四十名で。」って言われたら受け入

## **議長(横山弘藏)** 診療所事務長

も二名の研修医の受け入れということで、受入態勢は整えている状況でございます。 **診療所事務長(尾野英昭)** うちの方も受け入れの定数って言いますか、一応宿泊とかの関係もありまして、一月に多くて

りまして、各病院からのプレゼンを行った後に研修医が各病院を希望するという形をとっておりまして、六月にそのプレゼ ンがあったわけですけど、その後に小値賀診療所を希望した研修医が増えたということでございます。 したけど、長崎医療センターからの研修医につきましては、研修医を受け入れる病院に長崎医療センターから呼び出しがあ このたびの、長崎医療センターからの、五名が九名になったということでございますけど、当初予算では五名来る予定で

受け入れたいと思っております。 で、一月につき二人までの研修医を受け入れようということで、今回、 長崎医療センターからは九名ということで、一応

## **議長(横山弘藏)** 立石 議員

るというか、そういう状況もあるということも考えられるんですか? 体制的に勉強したいというような態勢がとれてるということと、現在の医療スタッフが、そういう方々から注目を受けて 八番 (立石隆教) 全然研修医が来なかった時期もありますので、今の診療所が望まれるということは、やっぱりそれだけ

えらい急に倍近く増えたなあと思ったもんですから…。その辺は如何でしょう?

たいと思います。 を、もっと推し進めるということも今後の政策として考える必要があるのかなあと思ったりしたもんですから、お伺いをし れはちょっとマイナスな考え方で、むしろプラス面があったのではないかなあと…。 逆にもう一つ考えられるのは、他の受け入れるところが少ないもんだから、うちに来たということも考えられますが、そ であれば、 我々もそういう面というの

### 《楼人横山弘藏》 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) 長崎医療セ ンターでは十九名の研修医がいらっしゃいまして、 今回の九名に増えた理由ですけど、六月に今立先生が医療センターの方にプレゼンに行かれた その今立先生のプレゼンを聞かれて、

うですけど、自分はいろんな楽しいことも、 ございますけど、 いうことは、それなりの魅力があったのではないかと思っております。 で、研修医がそういったので小値賀を希望したかどうかは判りませんけど、 のうち十三名が小値賀診療所を一応希望しておりまして、今年度は一年目・二年目の研修医を九名受け入れるということで 今立先生にお伺いしたところ、 釣りが出来るとか、そういったことも一応しゃべって来ました。」ということ 「他の病院は堅苦しい 病院の理念とか、そういったことをしゃべってたよ 十九名中、 十三名も小値賀診療所を希望したと

(横山弘藏) しばらく休憩します。

憩 午 時 時 一十七分

再

開

一十七分

ほ かに質疑はありませ んか。

(横山弘藏)

再開

します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第二款・医

八番 (立石隆教) 先ほどの説明でちょっと聞きそびれたんですが、この医療機器のリー ス料 で、 酸素吸入器ですかね、

立

石

議

員

宅用ということでしたが、 これは何本分ですか?

議長 (横山弘藏) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭)

普通の在宅酸素、

医療酸素濃縮機リー

ス料で六名分、

それと睡眠時

に

に呼吸が

止

まり

ます 睡 眠 時

議長 無呼吸症の患者さん三名分でござい (横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。 、ます。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (横山弘藏) 第四款・予 備

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、

ご質疑願います。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

## **議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これから、議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算 これで討論を終わります。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 したがって、議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)は、 (横山弘藏) 異議なしと認めます。

可決されました。 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月十七日は、午前九時三十分より開議します。

- 午後 二時 三十分 散会 —

原案のとおり

(第一号)を採決します。